

復興のための

暮らしの手引き

～ここから/KOKO-KARA～



平成23年
夏版

第一東京弁護士会
東日本大震災対策本部

公的証明

家族

子ども

お金

住む・暮らす

働く

外国人の方

生活保護

連絡先一覧

～ここから歩き始めるすべての方へ～

東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

第一東京弁護士会東日本大震災対策本部では、被災者の方々の「これからの暮らし」に役立つと思われる「制度」や「手続き」等の情報を集めた本冊子を出版することに致しました。

当会は、被災者の皆様が今回の大震災の被害にもかかわらず、必ず復活・復興されであろうことを信じております。本冊子をその一助にして頂ければ幸いです。

我々は、被災者の皆様を常に忘れておりません。希望を失わないでください。

第一東京弁護士会

～本書について～

本冊子は、被災者の方々に対する情報提供を目的にしたものであります。震災に関する法律問題の解説に関しては、当会のホームページ (<http://www.ichiben.or.jp/shinsai/>) で「震災法律相談Q&A」を掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

本冊子に掲載された情報は平成 23 年 7 月 1 日時点のものであり、その後、法律や制度等が変更されている場合もあります。今後も必要に応じて情報は更新していきます。最新版は、当会の上記ホームページで公開されますので、そちらをご確認ください。

本冊子はどなたでも、自由に複写・複製・配布してご利用頂けます。ホームページからのダウンロードもご自由に行って頂いて結構です。但し、内容の改変はご遠慮ください。

本冊子の内容の変更に関する情報や、新たに掲載を希望する情報、その他内容面でのご意見・ご希望につきましては、下記お問い合わせ先までお寄せ頂けると幸いです。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階 第一東京弁護士会内

「ここから/KOKO-KARA」編集委員会

FAX 03(3595)8576

E-mail : kokokara@ichiben.or.jp

本冊子の制作に当たっては、三平聡史弁護士、植田薫弁護士及び小久保哲朗弁護士：長田大徳、菊間千乃、國松崇、藤川忠宏、松本深雪及び吉田可保里新 64 期修習生：宮田和佳神奈川大学法科大学院生の献身的なご協力を頂いております。司法修習生については、弁護修習中にレポートを作成して頂いております。また、表紙のデザインについては、菅野謙吾氏にご協力頂きました。ここに謝意を表します。

第一東京弁護士会東日本大震災対策本部

ここから/KOKOKARA編集委員会

編集代表 平岩 利文

頁	旧版(赤字部分を第2版で削除又は訂正しました)	第2版(左欄赤字箇所訂正後の表記です)
5	<p>◆登記手数料の免除 震災により所有又は賃借権を有する建物や船舶に被害を受けた方を対象に、被害を受けた船舶・建物やその敷地、代わりに取得した船舶や建物の登記事項証明書や地図・図面などの写しを取得する際の交付手数料が免除されます。免除の対象となる請求をするには、り災証明書等が必要になります。被害を受けた建物、船舶の所有者や賃借人がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方も免除の対象になります。詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。</p> <p>また、日本司法書士会連合会では、住宅を再建する被災者の方については、不動産登記手続きを今年7月から無償化する方針です。住宅を再建する場合の所有権保存登記や既存の住宅を購入した場合の所有権移転登記、抵当権設定登記等の司法書士報酬が不要となります。</p>	<p>◆登記手数料の免除 震災により所有又は賃借権を有する建物や船舶に被害を受けた方を対象に、被害を受けた船舶・建物やその敷地、代わりに取得した船舶や建物の登記事項証明書や地図・図面などの写しを取得する際の交付手数料が免除されます。免除の対象となる請求をするには、り災証明書等が必要になります。被害を受けた建物、船舶の所有者や賃借人がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方も免除の対象になります。詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。</p>
14	<p>◆奨学金制度の緊急採用 今回の震災により家計の状況が急変(悪化)し、緊急に奨学金が必要となった場合には、無利子の奨学金を緊急に借りることができます。 震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金制度など使える制度を最大限に活用して、子どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。</p> <p>□お問い合わせ先/大学生は各学校または独立行政法人日本学生支援機構</p>	<p>◆奨学金制度の緊急採用 今回の震災により家計の状況が急変(悪化)し、緊急に奨学金が必要となった場合には、無利子の奨学金を緊急に借りることができます。 震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金制度など使える制度を最大限に活用して、子どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。</p> <p>お問い合わせ先/在籍する各学校</p>
17	<p>◆リースの取扱について (中略) また、社団法人リース事業協会では、リース相談窓口【03・3234・2801(月曜～金曜:午前10時～正午、午後1時～午後4時)】において、被災された事業者の方々からのリースに関する問い合わせを受け付けています。</p>	<p>◆リースの取扱について (中略) また、社団法人リース事業協会では、リース相談窓口【03・3595・2801(月曜～金曜:午前10時～正午、午後1時～午後4時)】において、被災された事業者の方々からのリースに関する問い合わせを受け付けています。</p>
22	<p>4. 生命保険料の払い込み 生命保険協会に加盟する生保47社は、生命保険料を支払わなくても保険契約を有効とする猶予期間を、従来の6ヶ月間から9ヶ月間に延長しています。 対象となるのは、災害救助法適用地域に指定された地域にお住まいの契約者の方です。現在、支払いの猶予を受けていて更に猶予期間を3ヶ月間延ばしたいときは、保険会社に連絡する必要があります。 なお、猶予期間が終わる今年12月末までに猶予された9ヶ月分の保険料すべてを支払う必要がありますが、この支払いが難しい場合には、来年1月分以降の保険料を支払うことで、猶予期間分の支払期限を来年10月末まで延長することができます。</p>	<p>4. 生命保険料の払い込み 生命保険協会に加盟する生保47社は、生命保険料を支払わなくても保険契約を有効とする猶予期間を9ヶ月間に延長しています。 対象となるのは、災害救助法適用地域に指定された地域にお住まいの契約者の方です。現在、支払いの猶予を受けていて更に猶予期間を3ヶ月間延ばしたいときは、保険会社に連絡する必要があります。 なお、猶予期間が終わる今年12月末までに猶予期間分の保険料を支払う必要がありますが、この支払いが難しい場合には、来年1月より継続して保険料を支払うことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を来年10月末まで延長することができます。</p>
27	<p>◆父母を失った学生組合員 大学生協連は、震災で父母のいずれかあるいは生計維持者を亡くしたり、自宅や帰省先の実家を失ったりした組合員の学生に3万円の見舞金を支給しています。7月29日まで申請を受け付けます。</p>	<p>◆父母を失った学生組合員 大学生協連は、震災で父母のいずれかあるいは生計維持者を亡くしたり、自宅や帰省先の実家を失ったりした組合員の学生に3万円の見舞金を支給しています。10月末日まで申請を受け付けます。</p>

29	<p>◆死亡届簡略化で早期支払い 法務省が死亡届の受理手続を簡略化したのを受けて（詳しくは「公的証明」を見てください）、生命保険金の支払いが迅速になります。生命保険金の支払いは、戸籍に死亡と記載されることが条件ですが、生命保険各社は法務省の特例措置に合わせて今回の震災から3ヶ月となる6月11日以降、死亡保険金を支払う方向で検討をしています。 また、行方不明になった方のご家族が自治体から「災害弔慰金」を受け取ったことを証明する書類を生命保険会社に提出すれば、死亡保険金の支払いを受けられます。</p>	<p>◆死亡届簡略化で早期支払い 法務省が死亡届の受理手続を簡略化したのを受けて（詳しくは「公的証明」を見てください）、生命保険金の支払いが迅速になります。生命保険金の支払いは、戸籍に死亡と記載されることが条件ですが、法務省の特例措置により、今回の震災から3ヶ月経過すればご遺体が発見されていない方であっても死亡届を提出することができ、生命保険各社では、この死亡届が受理された方等については保険金支払いに関するご請求に応じています。</p>
34	<p>◆住宅を再建・購入した場合の手続 新しく住宅を再建した場合には、法務局に「所有権保存登記」を申請し、既存の住宅を購入した場合には、「所有権移転登記」の申請を行う必要があります。また、その際、金融機関に対し抵当権を設定した場合は「抵当権設定登記」を申請しなければなりません。 これらの申請には、登録免許税と司法書士への報酬が費用としてかかりますが、日本司法書士連合会では、被災された方の司法書士報酬を無料とすることにしています。</p>	<p>◆住宅を再建・購入した場合の手続 新しく住宅を再建した場合には、法務局に「所有権保存登記」を申請し、既存の住宅を購入した場合には、「所有権移転登記」の申請を行う必要があります。また、その際、金融機関に対し抵当権を設定した場合は「抵当権設定登記」を申請しなければなりません。 これらの申請には、登録免許税と司法書士への報酬が費用としてかかります。</p>
37	<p>◆高速道路通行料の無料化 今回の震災の被災者の方については、東北地方を中心とした高速道路の通行料が無料とされています。 対象となる区間は、白川インターチェンジ(福島県)以北の東北道、水戸インターチェンジ(茨城県)以北の常磐道、磐越道とその他の東北地方の高速道路で、対象区間のインターチェンジで高速道路に乗るか、降りれば通行料は無料です。</p>	<p>◆高速道路通行料の無料化 今回の震災の被災者の方については、東北地方を中心とした高速道路の通行料が無料とされています。 対象となる区間は、白河インターチェンジ(福島県)以北の東北道、水戸インターチェンジ(茨城県)以北の常磐道、磐越道とその他の東北地方の高速道路で、対象区間のインターチェンジで高速道路に乗るか、降りれば通行料は無料です。</p>
45	奨学金関係.....55ページ	削除
47	<p>あいおい生命.....0120-568-390(平日)0120-547-247(休日) アフラック(アメリカンファミリー生命).....0120-016-830 チューリッヒ・ライフ生命.....0120-236-523</p>	<p>あいおい生命.....0120-568-390(月～金) アメリカンファミリー生命.....0120-016-830 チューリッヒ・ライフ.....0120-236-523</p>
48	<p>三井住友海上プライマリー生命.....0120-81-8107 ライフネット生命.....0120-205-566 平日相談窓口(災害地域生保契約照会センター)0120-001-731 生命保険相談所.....03-3286-2648</p>	<p>三井住友海上プライマリー生命 (旧三井住友海上メットライフ生命).....0120-81-8107 ライフネット生命.....0120-717-991(保険金等ご請求)0120-205-566(その他) 生命保険相談所 (生命保険に関するご相談全般).....0120-226-026 (東京23区からは.....03-3286-2648) 災害地域生保契約照会センター (生命保険契約有無の調査).....0120-001-731</p>
55	<p>奨学金関係 独立行政法人日本学生支援機構 関東甲信越本部.....03-4330-0635 東北支部.....022-274-8002</p>	削除
57	下閉伊郡普代村普代村地域包括支援センター	普代村地域包括支援センター
60	河原町地域包括支援センター	大河原町地域包括支援センター
61	本吉分室	地域包括センター本吉分室
67	リース事業協会相談窓口.....03-3234-2801	リース事業協会相談窓口.....03-3595-2801
68	農林水産環境総括部.....0120-055-132	農林水産環境総括部.....03-5220-9566

公的証明

人に関するもの

◆戸籍の再製

戸籍の原本は各市町村役場で保管されていますが、その「副本」は法務局に保管されています。

法務局に保管されている「副本」から戸籍を再現した市町村役場の窓口ではこれまでと同じように戸籍謄本や戸籍抄本の発行を受けることができます。

震災により滅失した宮城県の南三陸町、女川町、岩手県の陸前高田市、大槌町の戸籍についても、法務局で保管されていた「副本」に基づき、4月25日に戸籍の再製データの作成が完了しました。

これに伴って、戸籍謄本の取得や届出といった戸籍業務が各市町村で開始されています。

◆滅失した戸籍に関する申し出

以下の期間に戸籍に関する届出（婚姻、離婚、養子縁組、死亡に伴う除籍等）をなさっていた方は、その届出などが震災により失われてしまった上、法務局でも「副本」としてのデータ作成が間に合わなかったため、届出先の各市町村に対し、もう一度届出をする必要があります。

- ① 本籍地を南三陸町・女川町・陸前高田市のいずれかとして、南三陸町・女川町・陸前高田市・大槌町のいずれかにされた届出
→本年1月下旬から3月11日までの間
- ② 本籍地を大槌町として、南三陸町・女川町・陸前高田市・大槌町のいずれかにされた届出
→本年2月下旬から3月11日までの間

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆死亡届

被災された方でご遺体が発見されていない方についても、死亡届を市区町村に提出することができます。その際、少なくとも①の書類が必要となりますが、②から⑤の書類についても可能な限りご用意して頂きたいということです。

- ① 届出人の申述書（定型の書式が市町村役場の窓口に用意されています。）
- ② 死亡したと考えられる方の被災状況を現認した者等の申述書
- ③ 在勤証明書又は在学証明書などの死亡したと考えられる方が震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる資料
- ④ 死亡したと考えられる方の行方が判明していない旨の公的機関からの証明書
- ⑤ 僧侶などが葬儀をした旨の証明書などその他参考となる書面

死亡届を提出しないと、「行方不明」のまま、つまり社会生活上は、「生存されている」ものとして扱われます。税金や保険料等の納付義務が生じたり、受取人として指定されている方が生命保険金を受領できなかつたりします。他方、死亡届を提出し、これが受理されると、相続としての各種手続きが開始されます。死亡届を提出するかどうかは、ご親族の皆様と十分にご相談ください。

☎お問い合わせ先／法務局、地方法務局、各市町村役場

◆遺体検案書の発行

ご遺体の埋葬には遺体検案書が必要になる場合がありますが、現在、この遺体検案書の作成費用は公費で行われることになっています。医療機関から遺体検案書の作成代金を請求された場合には、「作成代金は公費負担のはず」と申し出てください。

◆死亡の推定(年金や労災)

年金や労災の支給にあたっては、お亡くなりになった方の「死亡の推定」がその条件になっていることがあります。

厚生労働省ではこの「死亡の推定」を、今回のような震災にも適用できるようにしたうえで、その期間についても、これまでの死亡認定時を「災害発生時から1年」から「災害発生時から3ヶ月」に短縮されることになりました。この推定期間の短縮により、家族が申請すれば、最短で6月から遺族年金を受け取れるようになります。

☎お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)、社会保険労務士等の専門家

◆死亡の認定(相続)

ご親族に行方不明の方がいらっしゃる場合で、相続手続きを取る必要に迫られている時は、死亡認定制度(戸籍法に基づく制度です)や失踪宣告制度(民法に基づく制度です)を利用することになります。

いずれも官公署(海上保安庁)や家庭裁判所での手続きが必要となりますから、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、後になって、行方不明だった方が、幸い、ご無事だったことが確認できれば、死亡認定や失踪宣告の効力は失われます(この場合も戸籍の訂正や家庭裁判所への請求が必要になりますので、同じく弁護士などの専門家にご相談ください)。

なお、相続放棄の手続きについては、「家族」の頁をご覧ください。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆健康保険証をなくしてしまった

～現金がなくても治療を受けられます～

今回の災害では医療機関の受診にも特別措置が取られており、宮城県や福島県などの災害救助法が適用されている市町村で暮らしている被災者の方については、医療機関の窓口で氏名、住所、生年月日を伝えれば、健康保険証がなくても治療を受けることができます(今年6月末まではこの特別措置が取られます)。7月からは保険証が必要となりますので、保険証をなくされた方は再交付の手続きをおすすめください。また、手持ちのお金があれば窓口で払う3割の自己負担分についても支払いを猶予してもらえます。そして、こちらも7月1日からは一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。詳しくは、お住まいの市町村又は国民健康保険組合までお問い合わせください。

災害救助法適用地域にお住まいの方で家が全半壊したり、収入がなくなってしまうたりした方など、被災の程度が甚大な方については、3割の自己負担分や入院時の食事代なども免除されます。

なお、健康保険のきかない先端医療の技術料や差額ベッド代などはこのような特別措置の対象になりません。必ず受診した医療機関の窓口で確認してください。

☎お問い合わせ先／各医療機関の窓口、各市町村役場

◆住民票を取得したい

住民基本台帳のデータは各市町村が民間の企業に保管を委託している場合があり、その保管先データから住民基本台帳が復元されていると思われます。

市町村の窓口で本人確認が取れば住民票の交付を受けることができます(窓口で氏名、住所、生年月日を確認している場合が多いよ

うです)。

☎お問い合わせ先/各市町村役場

◆実印や印鑑登録カードをなくしてしまった(個人の方)

実印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、登録印鑑の変更手続きを取るとともに、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。

実印だけをなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、市町村の窓口で登録印鑑の変更手続きを取ってください。

実印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、印鑑登録カードの再発行手続きを市町村の窓口申請すれば新しい印鑑登録カードを発行してもらえます。

いずれの手続きも、窓口は市町村役場です。

☎お問い合わせ先/各市町村役場

◆代表印や印鑑登録カードをなくしてしまった(法人の方)

代表印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、改印届、紛失した印鑑登録カードの廃止届を法務局に提出の上、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。この場合、会社の新しい印鑑の他に、代表者個人の方の実印とその印鑑証明書も必要となります。

代表印だけをなくしてしまった場合には、会社の新しい印鑑と代表者個人の方の実印及びその印鑑証明書を法務局に持参の上、改印届を提出することになります。

代表印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、会社の代表印を法務局に持参の上、印鑑登録カードの廃止届を提出し印鑑登録カードの交

付申請手続きを取ってください。

いずれの手続きも、窓口は法務局です。

☎お問い合わせ先/お近くの法務局またはその出張所

◆運転免許証をなくしてしまった

～有効期限が延長されています～

運転免許証は運転免許センターや警察署で再発行の手続きを受け付けています。

なお、今回の震災における被災地に居住されている方がお持ちの運転免許証の有効期限は今年8月31日まで延長されています。まずは管轄の運転免許センターや所轄の警察署に問い合わせしてみてください(被害の激しかった東北地方太平洋側沿岸部では臨時窓口が設置されている場合もあります)。

☎お問い合わせ先/管轄の運転免許センター、警察署

◆年金証書をなくしてしまった

☛「お金」「もらう」のページをご覧ください。

不動産に関するもの

◆権利証等をなくしてしまった

今回の震災でご自宅の権利証や登記識別情報通知書をなくしてしまっても、それが理由で所有権などの権利まで失うわけではありません。

また、「不動産の所有者が誰なのか」は、法務局にある不動産登記簿(現在事項証明書)によって確認することができます。

権利証等をなくしてしまっても、罰則などはありませんし、ご自宅を売却したり、抵当権を設定したりすることも可能です。

なお、抵当権を設定したり、所有権を移転

したりする場合、権利者の本人確認が厳しく行われますから、権利証等をなくしてしまったからといって、知らない間に土地に抵当権が設定されていたとか、売却されてしまっていたという事態はまず起こりません。

詳しい手続き等については司法書士や弁護士、法務局にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所、司法書士、弁護士等の専門家

◆土地の境界がなくなってしまった

☛「住む」「暮らす」のページをご覧ください。

そのほかの証明書等

◆り災証明書を取得したい

り災証明書というのは、市町村が、被災した方の申し出を受けて、実際に居住に用いられている建物（「住家」といいます）の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づいて発行する証明書のことで、被害の程度によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等に分けられます。

被害者生活再建支援金の申請など、各種の支援や公的給付、税金の減免などを受ける際に必要となる場合が多いので、できる限り取得しておかれることをお勧めします。

市町村によって発行体制が異なっており、各避難所を順番に回って発行をしている市町村もあるようですから、被災した家屋のあった市町村役場の窓口で確認してください。その際、被害状況の分かる被害写真があれば便利ですが、カメラがない場合は、被害状況のスケッチやメモで対応してくれる市町村もあります。

《事業者の方》

事業者の方については、専用のり災証明書があります。復旧、復興の為に様々な融資を受ける際に、必要となることがありますので、取得しておくことをお勧めします。

また、県外に避難している方については郵送で、印鑑を震災でなくしてしまった方については申請者の拇印で対応してくれるところもあります。

「天災だから…」と諦めることなく、あなた自身やご家族のためにも各種の公的給付や支援等を受けるための準備をすすめてください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆被災証明書を取得したい

り災証明書が住家の被害状況を証明するのに対して、被災証明書は住家以外の建物、土地、塀・門扉など付帯物・車両・家具などに被害があったことを証明するものです。

地震災害を受けた事実を証明するもので、り災程度（全壊・半壊など）を証明するものではありません。証明する内容は、被災場所・被災物件・被災状況（例：ひび割れた、傾いた、壊れた、使用不能など）です。

損害保険会社への申告や、個人で銀行から融資を受ける場合、勤務先で提出を要する場合などに使用します。

り災証明書と同じく市町村役場の窓口にお問い合わせみてください。

福島原発周辺の避難指示圏内に住居を有し、市町村の判断で現在避難中の方

被害が確認できなくても「被災証明書」が発行されています。計画的避難区域又は緊急時非難準備区域についてもこれに準じて市町村が被災証明書を発行してくれているようです。本来は、り災証明書が必

要な手続でも、被災証明書で代用できるものもありますので、詳しくは避難前にお住まいだった自治体にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆登記手数料の免除

震災により所有又は賃借権を有する建物や船舶に被害を受けた方を対象に、被害を受けた船舶・建物やその敷地、代わりに取得した船舶や建物の登記事項証明書や地図・図面などの写しを取得する際の交付手数料が免除されます。免除の対象となる請求をするには、り災証明書等が必要になります。被害を受けた建物、船舶の所有者や賃借人がお亡くなりになっている場合には、その相続人の方も免除の対象になります。詳しくは、最寄りの法務局にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／最寄りの法務局、司法書士

◆震災特例旅券

震災によりパスポートを紛失、喪失された方は、万一の不正使用を防止するために紛失届の提出をしておきましょう。また、震災でパスポートを紛失、喪失なさった方のうち、希望する方には、紛失したパスポートの残存有効期間を限度とする震災特例旅券を国に収める手数料なしで発行してくれます。お住まいの都道府県によっては、都道府県手数料(2000円)についても免除される場合があります。申請の受付は2013年3月末までです。

☎お問い合わせ先／各都道府県旅券事務所

◆避難者の情報

総務省では、被災した方へのお見舞金の給付や被災地の復興情報を提供するため、避難

者の方の移動先を把握する「全国避難者情報システム」を立ち上げ、現在全国1742の市町村で、避難されている方からの情報提供の受付が行われています。

情報提供の受付開始日が未定なのは、岩手県内(大船渡市・釜石市・大槌町)、宮城県内(気仙沼市・南三陸町)の5つの市町村です。

避難所や親戚宅で生活している被災者の方は、書面に被災時の住所や現在の所在地を任意で記入し、避難先の自治体に提出することになります。

☎お問い合わせ先／お近くの各市町村役場

自動車・船に関するもの

◆廃車手続

津波で自動車が流されてしまったなどの場合、自動車の登録番号がわからなくなってしまっても、登録番号の一部や、車種などによって自動車が特定できれば抹消登録の申請ができます。

またその際、自動車が無くなってしまったことを証明する公的な証明書が無くても、被災した旨の申立書があれば、抹消登録の手続きができます。詳しくはお近くの運輸局、運輸支局の窓口でご確認ください。

また、自動車保険を解約すれば、保険料の支払いを止めることができます。ただし、契約を解約すると、従来の自動車保険でカバーされていた様々な保障がなくなってしまうのでご注意ください。詳しくは、自動車保険を契約している保険会社にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／東北運輸局(022・299・8851)、各保険会社

宮城県では、浸水した自動車を県が保管場所に移動させ、集めた自動車のナンバーや車種リストを公表しています。津波に流されてしまった自動車をお探しの方や、引渡しを希望される方は県に問い合わせてください。

なお、引渡し希望されなかった自動車や、所有者が不明の自動車は、一定期間保管した後、県が費用を負担して処分する予定です。

◆自動車検査証の有効期限

国土交通省は、以下の対象自動車については、平成23年3月11日から6月10日までに有効期間が満了する自動車検査証の「満了日」を平成23年6月11日に延長しています。

【対象自動車】

以下の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車および災害復旧等車両。

- ① 岩手県の一部地域（宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町）
- ② 宮城県の一部地域（気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、南三陸町、女川町）
- ③ 福島県の一部地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村）

◆新規登録・移転登録

被災者の方が自動車を購入したり、譲り受けたりした場合で、住所のある役場が印鑑登録証明書を交付できない場合や、地震の際に実印を紛失してしまった場合、印鑑登録証明

書の提出・実印の捺印の代わりに、運転免許証等、所有者本人を確認できる書面を提示し、署名することで登録手続きをすることが可能です。

◆車庫証明

自動車を購入する場合、自動車保管場所証明書（車庫証明）を取得する必要があります。車庫証明の申請に際しては、「使用の本拠の位置・保管場所の位置」を申請書に記入しなければなりません。一時的に避難所で暮らしているなど、生活の拠点が定まっていなため、この「使用の本拠の位置・保管場所の位置」が特定できない場合には、今まで住んでいた自宅の住所を「使用の本拠の位置」として提出すればいい扱いとなっています。

また、「保管場所使用承諾証明書」については、土地の所有者の方にその作成をお願いすることになりますが、「駐車場を借りていたが、貸主さんも被災して連絡が取れない」等といった事情がある場合には、お近くの警察署に対応方法を問い合わせてください。

☎お問い合わせ先／お近くの警察署

家族

葬儀・埋葬

◆葬儀を行うことが難しいとき

親族の方がお亡くなりになったにもかかわらず、ご遺族がご遺体の埋葬（火葬）を行うことが金銭的・手続き的に難しいときは、自治体のご遺体の埋葬（火葬）を行ってくれます。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

死亡・相続など

◆行方不明の場合の相続

行方不明になっている方については、「失踪宣告」などの手続きを経ない限り、「相続」は開始しません。このため、残された財産を分ける（遺産分割）とか、残された借金を引き継がないようにする（相続放棄）ためには、家庭裁判所に失踪宣告の申し立て等を行う必要があります。

手続きの進め方についてはお近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☛「公的証明」「死亡の推定（相続）のページをご覧ください。

◆借金を相続してしまった場合

お亡くなりになった方の財産より借金の方が多い場合には、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きを取れば「プラスの財産も借金も引き継がない」ことができます。また、「相続したプラスの財産の限度で相続した借金を払う」という手続き（「限定承認」といいます）もあります。

相続に関する問題は、「誰が相続人なのか」「相続放棄をした方がいいのか」「一部の相続人が相続放棄をした場合、お亡くなりになっ

た方の借金は誰が引き継ぐことになるのか（あるいは、お亡くなりになった方の借金を「誰も相続しない」ようにするために相続放棄手続きを取る必要があるのは誰と誰なのか）」といった点も含めて複雑ですし、一定の期間内に手続きを行わなければならない場合があるなど複雑です。

できるかぎり、お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆行方不明者の財産管理など

今回の震災で行方不明になっている方の財産をどのように管理すればよいのか分からない場合には、「（不在者）財産管理人」を選任してもらうことができます。

また、お亡くなりになった方に財産はあるものの相続人がいるかどうか分からない、といった場合には、「相続財産管理人」を選任してもらうことができます。

いずれの場合も家庭裁判所に選任の申し立てをする必要があります。

お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆相続放棄の熟慮期間の延長

今回の震災ご家族を亡くされた被災者の方等については、相続放棄の「熟慮期間」（期限のことです）が今年11月30日まで延長されています。対象となるのは、以下の被災地域に住所を有していた方で、昨年12月11日以降に相続の発生を知った被災者の方にもこの期間延長は適用されます。なお、「住所の

有無」は住民票や公共料金の支払記録等、各種の資料から判断されます（住民票がなければ期間延長の適用を受けられない、とわけではありません）。

「相続するかどうかを決める」期間は延長されていますが、この期間中に相続財産を処分したり、お亡くなりになった方の借金を返済したりしてしまうと相続放棄自体が認められなくなる可能性もあります。少しでも相続に関してご不安がある方は、必ずお近くの弁護士等の専門家や家庭裁判所で相談をしてください。

【対象区域】

- ①岩手県・宮城県・福島県 全市町村
- ②茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡三浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
- ③栃木県 宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須分那珂川町
- ④千葉県 千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
- ⑤新潟県 十日町市、上越市、中魚沼郡津南

町

⑥長野県 下水内郡栄村

☎お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

介護

◆介護利用料等の支払い猶予・減免

今回の震災で被災した方で、介護サービスの利用料の支払いが困難な方については、利用料の減免を受けられる可能性があります。

また、申し立てをすれば、介護サービスの利用料等（食費及び居住費）については、平成23年6月末日まで、支払いが猶予される可能性もあります。

介護サービスが必要であるにもかかわらず、経済的な事情でサービスを受けることを控えたりしないでください。

なお、減免措置や支払い猶予措置を受けるためには一定の条件がありますから、お近くの市町村介護保健担当窓口や地域包括支援センターに確認してください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆介護保険証をなくした場合

お手もとに介護保険証がなくても、氏名・住所・生年月日を伝えることにより、介護サービスを受けることができます。

なお、各市町村役場で介護保険証の再発行を受ける場合には、身分を証明できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆要介護認定

介護保険証をなくしてしまった場合でも、要介護認定の申請をすることができます。

現在、介護を必要とする状態にある方やそのご家族の方は、できるかぎり早めに要介護認定を申請して介護サービスを受けられるようにしてください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場 地域包括支援センター

◆在宅サービス

ご自宅以外の場所（避難所や避難先の旅館等）で生活している場合でも、必要なサービスを受けることができます。介護が必要な方の生活の質を「自宅ではないから」といった理由で落としたりしないようにしてください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場 地域包括支援センター

◆介護保険料の減免

☛「お金」「払う」「国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等」のページをご覧ください。

◆仮設住宅の介護拠点施設

今回の震災の被災者向けの仮設住宅には、介護保険サービスを受けられる介護拠点施設が併設されます。対象は青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の9県で、介護拠点施設ではデイサービスや訪問介護・看護などの介護保険サービスが受けられます。また、配食サービスや見守り、心のケアにつなぐ相談員も配置される予定です。

☎お問い合わせ先／厚生労働省、各市町村役場 地域包括支援センター

各種相談窓口

◆障害者支援センター情報

日本障害フォーラム(JDF)が仙台市に「みやぎ支援センター」を、郡山市に「被災地障害支援センターふくしま」をそれぞれ開設しています。これらのセンターでは、今回の震災により被害を受けた障害者施設等を巡回し、必要物資等を聞き取り、物資を運搬するなどの活動を行っています。

☎お問い合わせ先／JDF東北関東大震災被災障害者総合支援本部

みやぎ支援センター (022・306・4663)

被災地障害支援センターふくしま (080・6007・8531)

◆成年後見の電話相談

今回の震災で、後見人が亡くなったり、行方不明になってしまった、後見人自身も被災して後見業務ができない、といった場合には、成年後見制度の利用者(被後見人といいます)は施設や病院に入るための手続きや、被災者向けの公的給付手続き、預貯金の引き出しをすることができません。

成年後見制度に関しては、弁護士会ごとに相談窓口が設置されていますから、お気軽にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／被災地弁護士会の成年後見に関する相談窓口

仙台 (022・223・2383)

福島 (024・534・2334)

岩手 (019・651・5095)

◆福祉用具でお困りの方

お使いの福祉用具（杖や車いす義足など）について、「使っていた車いすの調子が悪い」

「杖が曲がってしまった」など、お困りのことがありましたら、下記の連絡先にご連絡ください。現地の専門のスタッフが相談支援に伺います。

☎お問い合わせ先／障害者等福祉用具支援本部 (03・3811・0697)

◆発達障害のある方のご家族や周りの方へ

発達障害のある方は、日常生活の変化が苦手であったり、感覚の刺激に想像以上に敏感です。このため、避難所での指示がすぐに理解できなかつたり、大勢の人がいる環境それ自体を健常者以上に苦痛に感じておられる場合があります。このような発達障害を抱えた方のサポートについて「発達障害者支援センター」が相談を受けつけています。

☎お問い合わせ先／発達障害者支援センター

岩手県 (019・601・2115)

宮城県 (022・376・5306)

仙台市 (022・375・0110)

福島県 (024・951・0352)

◆目や耳の不自由な方のご家族や周りの方

目や耳の不自由な方をサポートしている方向けの情報窓口が開設されています。目の不自由な方に対する移動支援・食事支援の方法や、耳の不自由な方への情報の伝え方などについての相談に応じてくれる窓口です。

☎お問い合わせ先／【目の不自由な方】東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

本部 (090・1704・0874)

岩手県 (090・1704・2448)

宮城県 (090・1704・0434)

福島県 (024・531・4950)

【耳の不自由な方】東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

本部 (03・3268・8847)

岩手県 (019・601・2020)

宮城県 (022・293・5531)

福島県 (024・522・0681)

◆女性向け電話相談窓口

今回の震災により生じた生活上の悩みや避難生活における悩みなど、女性の方専用の相談窓口が設置されています。

また、NPO 法人全国女性シェルターネットは、配偶者などによる暴力 (DV) や子供への虐待などの相談に無料で応じる電話窓口であるパープルホットラインを開設しています。

「避難場所で生活しているから」とか、「震災で相手もイライラしているだろうから」といった理由で、心や身体の被害を一人で抱え込まないでください。

☎お問い合わせ先／岩手県の女性相談窓口 (019・606・1762)

宮城県の女性相談窓口 (022・211・2570)

仙台市の女性相談窓口 (022・224・8702)

福島県の女性相談窓口 (024・522・1010)

なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。

パープルホットライン (0120・941・826)

◆心の傷相談窓口

医療関連会社「eヘルスケア」は、インターネット上に、精神的な悩みに無料で答える掲示板「心の傷～相談窓口」を開設しています。

心療内科や精神科の専門医、臨床心理士ら約50人が「避難生活が辛い」「この先、ど

うして生きていけばいいのか不安」といった悩みや相談に答えてくれます。

パソコン、携帯電話のいずれからも利用可能です。

☎お問い合わせ先／「心の傷～相談窓口」
(<http://eq-care.byoinnavi.jp>)



↑QRコード対応携帯電話でお使い下さい。
「心の傷 相談窓口」でも検索できます。

家族の思い出の写真の復元等

富士写真フィルムでは、今回の震災で汚損してしまった写真の洗い方を教えてくれています。5月下旬からは被災地の自治体や避難所に汚損してしまった写真の有無を同社が問い合わせ週末に社員を派遣してくれています。大切な思い出の写真が汚れてしまった方は、避難所や自治体の担当者に申し出るか、直接、富士写真フィルムまで連絡してみてください。

また、汚損してしまった写真をカメラやスキャナーでデジタル保存し、画像を修復してくれるボランティアもあります。梅雨に入ってから汚損した写真は湿気で更に痛みが進んでしまいます。

できる限りお早めの連絡・対応をお勧めします。

☎お問い合わせ先／富士写真フィルム相談窓口 (0120・166・557)、日本社会情報学会「思い出サルベージアルバム・オンライン」(pr.jsis.bjk@gmail.com)、社会貢献学会「あなたの思い出まもり隊プロジェクト」(神戸学院大学「TKK 学び合い連携センター」内 (078・974・4569))

子ども

入学・転校

◆転校手続き

文部科学省は都道府県の教育委員会等に対して、今回の震災で被災した児童・生徒等の転校手続きについては、可能な限り柔軟に取り扱い、速やかに受け入れるよう通知しています。

☎お問い合わせ先

北海道 義務教育課 (011・204・5769)

青森県 学校教育課 (017・734・9895)

秋田県 義務教育課 (018・860・5147)

山形県 義務教育課 (023・630・2871)

茨城県義務教育課指導担当 (029・301・5226)

栃木県 教職員課小中学校人事担当 (028・623・3385)

群馬県 義務教育課 (027・226・4615)

埼玉県 小中学校人事課学事担当 (048・830・6939)

千葉県 指導課教育課程室 (043・223・4059)

東京都 義務教育課 (03・5320・6752)

神奈川県 子ども教育支援課 (045・210・8217)

新潟県 義務教育課 (025・280・5604)

富山県 小中学校課 (076・444・3449)

茨城県では、今回の震災の影響で福島県から県内へ避難してきた児童・生徒が県内の学校に転入学を希望する場合、原則的に希望者全員を受け入れることを明らかにしています。また、転出証明書などの書類がそろわない場合でも対応してくれます。問い合わせ先は、公立小中学校への転入学については各市町村教育委員会か県教育委員会義務教育課 (029・301・5215)、県立高校と特別支援学校への転入学については、高校教育課 (029・301・5260) か特別支援教育課 (029・301・5280) まで。

なお、茨城県内の私立校 12 校も希望者を受け入れる方針で、一部の私立校では、入学金や授業料免除の措置もとっています。県私学振興室 (029・301・2249) が相談に応じています。

不安・悩み相談

震災から4ヶ月以上がたち、避難所での集団生活、物資の不足、住環境、将来に対する漠然とした不安などで、被災者の皆さんの心の中に知らず知らずのうちにストレスがたまっているかもしれません。特に子供たちは、頑張っている親御さんを真近で見ている、不安や悩みを誰にも打ち明けず、自分の中に抱えてしまう傾向があるようです。お子さんの様子が心配な方は、各種の団体が開設している相談窓口を積極的に利用してください。また、お子さん自身が利用できる専用の相談窓口もあります。

さらに原発関連で、お子さんの健康への影響などに不安を抱えている方については、放射線やその影響に関する専用の相談窓口があります。

- 東日本大震災心の相談電話**
日本精神衛生学会、日本臨床心理士会など
(0120・111・916)
6月30日まで月～土：午後7時～午後9時
- 児童相談所全国共通ダイヤル**
(0570・064・000)
各地域の児童相談所に電話をつないでくれます。
- いじめや差別の電話相談**
法務省人権擁護局(0570・003・110)
月～金曜：午前8時30分～午後5時15分
- 虐待の相談**
社会福祉法人子どもの虐待防止センター
(03・5300・2990)
平日：午前10時～午後5時
土曜：午前10時～午後3時
- シングルマザーの相談**
NPO 法人全国女性シェルターネットのパープルホットライン(0120・941・826)
火曜：午前10時～午後9時
木曜：午前10時～午後5時
- 体と心の悩み相談**
全国大学生生活協同組合連合会(0120・556・765)が、加盟する大学、短大、高専の学生とその家族を対象に、24時間体制で専門家による悩み相談を開設(9月30日まで)
- チャイルドライン**
NPO 法人チャイルドライン支援センター
(0120・997・777)
18歳までの子供専用の悩み相談窓口です(月～土曜：午後4時～午後9時まで)。
- 放射線の影響、被ばくの健康相談**
 - ① 文部科学省の健康相談ホットライン
(0120・755・199 毎日：午前9

時～午後9時)

- ② 独立行政法人放射線医学総合研究所
(043・290・4003 午前9時～午後5時)

●あしなが育英会

2年後を目途に東北レインボーハウス(仮称)仙台市、陸前高田市、石巻市、福島県内の計4カ所に開設する予定です。ハウスにはボランティアが常駐し、震災遺児らの交流や居場所造りを支援します(なお、2年後の開設までは、被災地の体育館などを借りて遺児が集まることのできる「つどい」を続ける予定です)。(0120・778・565)

学費など

—学費の減免等—

◆高等学校の授業料減免

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった場合、授業料や入学料等の減額又は免除措置を受けることが可能です。

☎お問い合わせ先/各市町村役場、各学校

◆専修学校等の授業料補助

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった専修学校(専門学校を含む)の学生については、学校が被災地になくても、実家が被災していれば、

- ①高校卒業以上を対象とする専門学校の学生には授業料と入学金の3分の2
- ②中学卒業程度以上が対象の専修学校高等課程の学生には授業料と入学金の全額がそれぞれ補助されます。

☎お問い合わせ先/各学校

—奨学金—

◆奨学金制度の緊急採用

今回の震災により家計の状況が急変(悪化)し、緊急に奨学金が必要となった場合には、無利子の奨学金を緊急に借りることができます。

震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金制度など使える制度を最大限に活用して、子どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。

☎お問い合わせ先/在籍する各学校

◆第二種奨学金(有利子)の貸与期間の延長

今回の震災を原因とする内定取消しなどにより、卒業を見送って在学する学生などに対し、日本学生支援機構の第二種奨学金の貸与期間の延長(1年以内)が実施されています。

☎お問い合わせ先/在籍する各学校

—給付等—

◆教科書等の無償給与

今回の震災で学用品を失ってしまった児童生徒に対しては、教科書や文房具などが無償で支給されます。

また、今回の震災による経済的な困窮で就学が困難になった児童生徒の保護者の方は、学用品費、通学費、給食費等の支給を受けることができます。

☎お問い合わせ先/県および各市町村役場
各学校

◆塾や予備校の費用の支給

NPO 法人プレーンヒューマニティーは、今回の震災で親をなくした小、中、高校生約1700人、塾や予備校の費用として一人あた

り年間上限25万円を支給することを決めました。8月から希望者を募集し、10月から支給されます。

☎お問い合わせ先/プレーンヒューマニティー (0798・63・4441)

◆父母を失った学生組合員

大学生協連は、震災で父母のいずれかあるいは生計維持者を亡くしたり、自宅や帰省先の実家を失ったりした組合員の学生に見舞金を支給しています。

☛「お金」「もらう」「父母を失った学生組合員」をご覧ください。

—震災遺児支援金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、今回の震災で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ってしまった0歳から大学院生までの子どもに対し、特別一時金を支給しています。

また交通遺児育英会では、車で出かけた保護者が震災による事故や津波に遭い死亡したり、重い後遺障害を負った場合など、通常の交通事故証明書が発行されない学生に対しても、交通遺児として奨学金を支給しています。保護者が車で出かけたまま行方不明になった場合も事情によっては支給対象になります。

☛「お金」「もらう」「あしなが育英会の特別一時金」「交通遺児育英会の奨学金貸与」をご覧ください。

—被災学生・研究者—

日本学術会議では、被災学生の方を対象に、全国の大学や研究機関で、学生の受け入れ、講義の履修、附属図書館の利用、研究支援などの情報をホームページで公開しています。

☎お問い合わせ先/日本学術会議 (03・

3403・3793

HPアドレスは

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/wakateacademy/>

覧ください。

☎お問い合わせ先／全国里親会（03・3404・2024）

福島県相馬市や岩手県などは独自に震災遺児のための支援金制度（福島県相馬市の場合、18歳になるまで1人月3万円を支給予定）や基金を設けています。

支援金の申請方法や基金の利用方法などは各役場に直接お問い合わせください。

未成年後見人

ご両親が死亡または行方不明になっている未成年者のために親戚の方が親代わりとして保険金の請求や転学の手続をする場合には、「未成年後見人」として裁判所から選任される必要があります。

裁判所では、被災地に未成年者の住民票がある場合でも、避難地に住所地があるものとして柔軟に対応する方針を明らかにしていますので、まずは避難地の裁判所にお問い合わせ下さい。

☎お問い合わせ先／避難地を管轄する裁判所

全国里親会

◆保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方

全国里親会では、国の支援を受けられる親族里親制度や養育里親制度の説明や養育相談も実施しています。

なお、保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方に対する一時金の支給については、「お金」「もらう」「全国里親会」をご

お金

払う

1. 個人の方のお借入

—クレジット—

◆クレジットの支払い、クレジットカードの再発行などについて

一部大手クレジットカード会社では、被災したカード会員の平成23年3月分と4月分の各支払いを、自動的に5月以降に繰り延べています。ただし、カード会員からの連絡が数ヶ月途絶えた場合には「延滞扱い」に切り替えられてしまいます。お手持ちのカードを発行しているクレジット会社へお早めにご連絡ください。

なお、クレジット会社の連絡先等がご不明な場合は、社団法人日本クレジット協会被災者専門相談窓口（0120・623・456）にお問い合わせ下さい。

—個人ローン—

◆住宅や車のローンなどの取り扱いについて

住宅金融支援機構は、被災の割合によって返済金の支払いの据え置きや金利引き下げなどを行っています。また、他の金融機関でも、返済金の支払いを据え置いたり、毎月の返済額や返済期間を見直す、といった相談を受け付けています。

なお、毎月の返済を銀行等の口座から自動引落されるようにしている場合は、放置しておくともこれまでどおり返済が続いてしまいます。

生活を立て直すためには、返済方法を見直すことも必要です。まずは、取引のある金融機関にご相談ください。

☎お問い合わせ先/各お取引金融機関、住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル（0120・

086・353、IP電話などは048・615・0420)

2. 事業者の方のお借入

—事業資金関係—

◆中小企業の融資・保証の相談窓口について

今回の震災の影響を受けた全国の中小企業者からの相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」が設置されています【0570・064・350（午前9時～午後5時半）】。

なお、ご相談内容が具体的な資金繰り（融資制度や保証制度）に関する場合は、以下の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫または各県信用保証協会の相談窓口を利用することもできます。

<資金繰り（融資制度）のご相談>

【日本政策金融公庫】

平日：0120・154・505

土日祝：0120・327・790（中小企業事業）

0120・220・353（国民生活事業）

【商工組合中央金庫】

平日：0120・079・366

土日祝：0120・542・711

<資金繰り（保証制度）のご相談>

【各県信用保証協会】

☛巻末連絡先一覧をご覧ください。

中小企業庁から、平成23年5月2日付で、中小企業の資金繰りや雇用面での支援策などの対策を取りまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック Ver03」が出されており、中小企業庁ホームページからご覧頂けます。こちらも、あわせてご活用ください。

◆借入金の返済猶予やつなぎ資金について

各金融機関では、今回の震災の影響を受けた事業者の方から借入金の返済猶予や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。

今回の震災の影響で資金繰りが悪化してしまっただけでなく、事業者の方も多いためと思われませんが、あきらめずに金融機関に相談してみてください。

☎お問い合わせ先／お取引金融機関

◆手形・小切手について

全国銀行協会は、今回の震災のために支払期日に企業が手形の決済ができない場合には、「不渡り」扱いとしないよう金融機関に要請しています。

平成23年3月11日以降に金融機関が受け付ける手形や小切手などが対象で、「不渡り」扱いにしない期間は、「当分の間」とされています。

なお、この冊子の原稿を執筆している平成23年6月16日時点ではまだこの特例扱の期間内ではありますが、今後の方針・実際の取扱方法等につきましては、お取引のある金融機関にご確認下さい。

☎お問い合わせ先／お取引金融機関

ーリースー

◆リースの取扱について

経済産業省は各リース会社に対し、中小企業から支払猶予や契約期間の延長などの申し込みを受けた場合には、「柔軟かつ適切な対応」を行うよう要請しています。

また、社団法人リース事業協会では、リース相談窓口【03・3595・2801（月曜～金曜：午前10時～正午、午後1時～午後4時）】において、被災された事業者の方々か

らのリースに関する問い合わせを受け付けています。

3. 公租公課

ー税金一般ー

◆申告・納付等の期限の延長について

(1) 岩手県、宮城県、福島県の方について
すべての税目について、平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が自動的に延長されています。

なお、期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の方の状況に十分配慮して検討していくこととされていますので、各税目の延長後の期限等については税務署にお問い合わせください。

(2) 青森県及び茨城県の方について

すべての税目について、平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が自動的に延長されていましたが、今般、その期限が平成23年7月29日（金）と決定されました。

また、7月29日までに申告等の手続きが困難な方については、個別に期限の延長が認められる場合がありますので、税務署にご相談ください。

(3) 上記5県以外の方について

今回の震災の影響により、家屋等に損害を受けたなどの事情により、申告・納付等ができない方については、状況が落ち着いた後、必要書類を税務署へ提出することで、申告・納付等の期限延長が認められます。

☎お問い合わせ先／お近くの税務署

◆国税全般の緩和制度について

(1) 災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合

納税者の方が「災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合」には、税務署長に申請することにより、一定の国税について、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

(2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合

上記(1)に該当しない方であっても、「災害その他やむを得ない理由で、国税を一時に納付することができないと認められる場合」には、税務署長に申請をすることにより、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

猶予期間の延長や申請受付期間、上記(1)と(2)の猶予を合わせて受ける方法等の詳細については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／お近くの税務署

◆納税地を所轄する税務署の管轄外に避難している場合の税金相談について

納税地を所轄する税務署管轄外に避難されている方からの以下のお問い合わせについては、お近くの税務署においても対応しています。

- ① 国税に関する相談等
- ② 還付金の支払いについて
- ③ 納税証明書の交付について
- ④ 災害を受けた場合の納税の緩和制度

☎お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

◆個人の方の税金

(1) 所得税の軽減又は免除について

今回の震災により住宅や家財などに損害を受けた方は、①所得税法に基づく雑損控除の

方法と、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法の、いずれか有利な方法で、所得税の減免又は免除を受けることができます。

(2) 源泉所得税の徴収猶予・還付

今回の震災により住宅や家財などに損害を受けた方で雑損控除の適用を受けようとする方、又は住宅や家財の損害の割合が50%以上で平成23年分の所得金額が1000万円以下になると見込まれる方は、平成23年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予・還付の申請をすることができます。

ただし、他の法律により所得税の軽減免除の適用を受けた場合等、一定の方はこの措置を受けられない場合がありますので必ず税理士等の専門家や税務署に確認してください。

(3) 住宅借入金等特別控除の特例

今回の震災により住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に住めなくなった場合でも、その住宅に関する住宅借入金等特別控除の残りの適用期間については、引き続き特別控除の適用を受けることができます。

(4) 財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税

今回の震災で被害を受けたことにより、平成24年3月10日までの間に財形住宅貯蓄又は財形年金貯蓄の払出しを受ける方は、払い出しの際に税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出すれば、住宅の取得目的以外で払い出す場合であっても、利子等には課税がされません。

(5) 予定納税額の減額

今回の震災により家財等に損害を受け、平成23年6月30日の現況で計算した申告納税見積額が予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるとき

は、平成23年7月15日までに税務署に予定納税の減額申請をすることができます。

(6) 事業用資産に関する特例等（個人事業主の方）

ア. 今回の震災によって、平成23年分の事業用資産等について損失が生じた場合は、その損失額を平成22年分の事業所得金額等の計算において必要経費に算入することができます。

イ. 今回の震災により事業用資産等について損失が生じた方の平成23年分の純損失の金額中、一定のものについては5年間繰り越すことができます。

ウ. 平成28年3月31日までの間に、今回の震災により滅失又は損壊した建物・機械装置等に代わる代替資産を取得して事業に利用した場合には、一定の特別償却が可能です。

また、

- ① 平成28年3月31日までに事業用資産を譲渡した場合で、
- ② その譲渡日の属する年の12月31日までにその譲渡した資産の買換資産を取得し、
- ③ その取得の日から1年以内に事業用に利用した場合

等の条件を満たせば、課税を繰延べることができます。

(7) 固定資産税軽減等の特例

住宅が建つ土地については固定資産税が軽減されていますが、今回の震災で住宅が流出してしまった場合でも軽減特例の適用を受けられます。また、津波により甚大な被害を受けたと指定された一定の区域には、平成23年度分の固定資産税は課されません。

以上の特例措置等を受ける場合には、申請

書が必要だったり、提出期限が定められているものもあります。必ずお近くの税務署にご相談ください。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置等については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。
☎お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

◆法人の方の税金

(1) 法人税関係

ア. 平成23年3月11日から平成24年3月10日までに終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額については、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰戻して法人税の還付請求をすることができます。

イ. 今回の震災により棚卸資産等に損失が生じた場合、平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間に課される所得税については、仮決算の中間申告をすることにより、法人税額から控除し切れなかった金額の還付を受けることができます。

ウ. 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、被災した資産に代替する資産として取得した建物や機械装置等を事業に利用した場合は、その事業年度において、取得価額の一定割合について特別償却が可能です。

エ. 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の建物等の買換えを行った場合には、一定の条件を満たせば、譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入ができます。

◆個人の方・法人の方共通の税金

(1) 登録免許税関係

今回の震災により被災した建物・船舶・航空機等を再取得した等、一定の場合には、登録免許税が免除されます。

☛「公的証明」「その他の証明書等」の頁をご覧ください。

(2) 自動車重量税関係

車検証の有効期間内に今回の震災を原因として車が滅失等したときは、平成23年3月11日以降の車検残存期間に応じて自動車重量税の還付を受けられます。

また、被災自動車の使用者が新たに自動車を取得した場合には、平成26年4月30日までの間に受ける最初の車検時の自動車重量税が免除されます。

(3) 印紙税関係

地方公共団体または政府系金融機関等が行う一定の金銭の貸付に係る契約書で、平成33年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税が非課税となります。

また、今回の震災により滅失・損壊した建物の代替建物を取得する場合等に、平成33年3月31日までの間に被災者が作成する一定の「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」についても、印紙税が非課税とされます。

以上の特例措置等を受ける場合には、申請書が必要だったり、提出期限が定められているものもあります。必ずお近くの税務署にご相談ください。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置等については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。
☛お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士

等の専門家

—公共料金等—

◆放送受信料の免除について

日本放送協会は、災害救済法が適用された区域内で一定以上の被害を受けた方や1ヶ月以上継続して避難勧告等を受けている方に対して、平成23年8月まで（避難勧告等の場合は、その解除の日の翌月まで）放送受信料の免除を実施しています。

免除措置の詳細や必要な手続き等については、日本放送協会へお問い合わせ下さい。

☛お問い合わせ先／日本放送協会

◆電話料金について

NTT東日本が指定した地域にお住まいの方は、申し出れば、以下のとおり電話料金の支払期限が延長されます。

- ① 平成23年3月中の支払期限の請求書は、支払期限が3ヶ月延長（例えば、3月15日が支払期限の場合、6月15日に延長）
- ② 平成23年4月中の支払期限の請求書は、支払期限が2ヶ月（例えば、4月20日が支払期限の場合、6月20日に延長）
- ③ 平成23年5月中の支払期限の請求書は、支払期限が1ヶ月（例えば、5月10日が支払期限の場合、6月10日に延長）

ただし、口座振替又はクレジットカードで電話料金を支払っている場合については、当初予定日に自動的に口座から引き落とされてしまいますので、お気をつけください。

また、NTT東日本の設備故障により電話等が利用できなかった方、避難指示等が出された方、津波による被災によって電話等が利用できない状態にあったとNTT東日本が判断した地域にお住まいの方については、電話がご利用頂けなかった期間について、基本料

金等は無料となります。

なお、それ以外の方であっても、災害救助法が適用された地域にお住まいの方で、被害にあわれ電話等がご利用いただけなかった場合、お客様のお申し出に基づき、基本料金等が無料となります。

また、必要なくなった電話については解約（利用休止）という手続きを取ることも考えられます（利用休止手続きを行うことにより基本料金等の支払いの必要はなくなります）。

いずれの手続きについても、その詳細等については、下記お問い合わせ先にご確認下さい。

☎お問い合わせ先／「東日本大震災」関連電話料金等問合せ受付センター【0120・533・578（受付時間：平日の午前9時～午後5時）】

◆公共料金・使用料等の特別措置

今回の震災により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。

携帯電話料等についても各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。対象者は、関係事業者が定めることとなりますので、詳しくは、関係事業者へお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場 関係事業者

◆国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

国民健康保険料や医療費の一部負担、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられています。

保険者によって取り扱いが異なりますので、詳細は、ご加入の医療保険制度保険者や市町

村にご確認ください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、健康保険組合、国民健康保険

◆避難区域の電気代全額免除等

東北電力は、東京電力福島第一原子力発電所の周辺市町村のうち、原子力災害対策特別措置法に基づいて避難した警戒、計画的避難、緊急時避難準備の3区域の住民の方については、退避日にさかのぼって電気代（基本料金及び使用料）を全額免除しています。会社や工場も対象になります。

なお、今回の震災で建物が損傷した世帯については基本料金が半額にされています。

また、電力10社と東京ガスでは、今回の震災で被災した世帯のうち、災害救助法が適用された地域に住んでいる方や、他の地域に避難した方の申出により、今年8月検針分までの電気・ガス料金の支払期限を今年10月ころまで延長しています。

☎お問い合わせ先／東北電力コールセンター（0120・175・655）、東京ガス広報部（03・5400・7675）

一年金関係一

◆個人の方(国民年金関係)

以下の方々については国民年金保険料が免除されます。いずれの場合もご本人からの申請が必要です。免除の申請手続きは平成23年7月末日までに行う必要があります。

- (1) 今回の震災によって、住宅・家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示・屋内待避支持を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方（対象地域一4月22日現在）

いわき市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯館村)。

☎お問い合わせ先／市町村役場またはお近くの年金事務所

◆事業主の方(厚生年金関係)

(1) 厚生年金保険料等の納期限延長

ア. 納期限の延長について

今回の震災によって被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域に所在地のある事業主の方等の厚生年金保険料等(厚生年金保険料、船員保険料、健康保険料、子ども手当に係る拠出金等)については、平成23年3月11日以降に到来する納期限が自動的に延長されています。

延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされており、現時点では青森県、茨城県に所在地を有する事業所等の平成23年2月分～平成23年5月分の保険料の納期限が、平成23年7月29日(金)までと定められています。

その他の地域についての今後の情報にもご注意下さい。

イ. 納付の猶予について

上記ア. の地域以外の地域に所在地のある事業主の方であっても、今回の震災により財産に相当な損失を受けたときには、3月11日以降に納期限が到来する保険料等について、事業主の方の申請に基づき、1年以内に限り納付の猶予を受けることができます。

(2) 社会保険料減免について

被災地域における事業所に関して、以下の措置が講じられています。

ア. 標準報酬月額の変改の特例

被保険者に係る健康保険・船員保険及び厚生年金保険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができます。

通常の被保険者報酬月額変更届に、必要書類を添付の上、事業所の所在地を管轄する年金事務所へご提出下さい。

イ. 保険料免除の特例

被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険・船員保険及び厚生年金保険について、被保険者本人負担分及び事業主負担分として納付すべき保険料の免除を受けられます。

その他、厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金の免除の特例や、子供手当の拠出金免除の特例が受けられる場合もありますので、詳細はお問い合わせ下さい。

☎お問い合わせ先／被災者専用フリーダイヤル【0120・707・118(平成23年4月11日～平成23年9月30日)】

4. 生命保険料の払い込み

生命保険協会に加盟する生保47社は、生命保険料を支払わなくても保険契約を有効とする猶予期間を9ヶ月間に延長しています。

対象となるのは、災害救助法適用地域に指定された地域にお住まいの契約者の方です。現在、支払いの猶予を受けていて更に猶予期間を3ヶ月間延ばしたいときは、保険会社に連絡する必要があります。

なお、猶予期間が終わる今年12月末までに猶予期間分の保険料を支払う必要がありますが、この支払いが難しい場合には、来年1月より継続して保険料を支払うことにより、猶予期間分の保険料の払込期限を来年10月末まで延長することができます。

☎お問い合わせ先／各契約先の生命保険会社

いわゆる「二重ローン」問題

返済中のローンを抱えたまま被災し、再建のため新たにローンを負わなければならないといった、いわゆる「二重ローン」問題については、政府も国会も弁護士会をはじめとする各種専門家の団体も、「被災者の方の生活再建を阻む大きな問題」と認識しており、その救済策を検討しています。

この冊子の原稿を執筆中の6月28日時点では、未だ明確な救済策は決定されていませんが、必ず何らかの救済策が策定されると思われますし、弁護士その他の専門家たちも被災者の方々の生活が一日も早く再建できるよう知恵を絞っています。

「住宅ローンが払えなくなった」「ローンで購入した住宅なくなって借金だけが残った」「事業資金を借り入れていたのに、工場も事務所もなくなってしまった」など、おかれた状況は被災者の方それぞれに違いますが、いずれも「ローン」（借金）に苦しむ状況に陥ったのは今回の震災が原因であり、被災者の方の責任ではありません。

今の苦境を切り抜ける方法は必ずあります。ここから歩き始めるためにも、とにかく、まずはお近くの弁護士等に相談してください。

1. 支援金・弔慰金

震災にあわれた方には、被害の程度に応じてさまざまなお金が支給されます。お金の趣旨が違いますから、条件をみれば、重複して受け取れます。

—災害弔慰金—

◆肉親を亡くされた方

地震・津波でご家族を失ったご遺族に市町村を通じて災害弔慰金が支給されます。原発事故で避難中や避難後に体調を崩し死亡した方のご遺族も対象になります。

受け取れるのは、亡くなった方の配偶者、子、父母、孫、祖父母で、兄弟姉妹には支給されません。

金額は、死亡した方が一家の家計を支えていた場合には500万円、その他の場合には250万円です。

申請には、

- ① 災害弔慰金支給調査票（市町村の窓口で交付しています）
- ② 被災証明書（他の市町村で死亡した場合のみ必要、死亡地の市町村で発行してくれます）
- ③ 支払い希望先口座の通帳またはキャッシュカード、

が必要です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

—災害障害見舞金—

◆大怪我や失明された方

地震・津波で重い障害を負った方には、災害障害見舞金が支給されます。

対象となるのは、

- ① 両眼失明

- ② 嚙む機能と言語の機能の両方を失った
- ③ 神経機能又は精神の障害で常に介護が必要
- ④ 胸・腹部分の機能障害で常に介護が必要
- ⑤ 両腕又は両足の膝以上を失ったか、両腕又は両足が使えなくなった

のいずれかの場合です。

障害を負った方が一家の家計を支えていた場合には250万円、その他の場合には125万円が支給されます。

申請には

- ① 災害障害見舞金支給調査票（市町村の窓口で交付しています）
- ② 医師の診断書（市町村が配布する診断用紙を使ってください）
- ③ 被災証明書（他の市町村で被災された方のみ必要、被災地の市町村が発行します）
- ④ 支払い希望先口座の通帳又はキャッシュカード

が必要です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

—被災者生活再建支援金—

◆家を失った方

地震・津波で住まいを失った方に被災者生活再建支援金が支給されます。内閣府では、証明書の手続きを簡素化し、申請書受理後1ヶ月での支給を表明しています。

(1)基礎支援金

対象になるのは、

- ① 住宅が全壊した
- ② やむを得ず住宅を解体した（半壊や敷地の被害などで倒壊の危険があれば全壊扱いされます）
- ③ 危険な状態であるため居住不能が長期

間継続している

④ 大規模な半壊
の場合です。

アパートを借りて住んでいた人にも、その
アパートの破損の程度に応じ、支援金が支給
されます。

支給額は、

- ① 全壊 100 万円
- ② やむを得ず解体 100 万円
- ③ 長期間避難 100 万円
- ④ 大規模半壊 50 万円

です。

申請には、

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書
- ② り災証明書
- ③ 住民票
- ④ 支払い希望先口座の通帳またはキャッ
シユカード

が必要です。なお、「やむを得ず住宅を解体し
た場合」には、市町村長の発行する「解体証
明書」又は「滅失登記簿謄本」が必要となり
ます。

(2)加算支援金

基礎支援金の対象となる方が住宅を再建し
た場合、加算支援金が支給されます。

支給額は、

- ① 建設・購入 200 万円
- ② 補修 100 万円
- ③ 賃貸入居（公営住宅を除く）50 万円

です。

申請には、基礎支援金の申請書類のほか、
確認できる契約書（住宅の建設・購入、補修、
賃貸）の写しが必要です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

岩手県では、仮設住宅に入らず自宅を修繕
する被災者の方に対して、大規模半壊なら
最大 100 万円、半壊なら最大 50 万円を
支給しています。

—義援金—

◆家族を亡くされた方・家を失った 方・原発避難者

日本赤十字社と中央共同募金会に寄せら
れた義援金のうち、第1次分 864 億円、第
2次分 1446 億円、合計 2310 億円が被災
15 都道府県に送金されました。市町村を通じ
て被災者にお渡ししています。

他の都道府県に避難された方でも、平成
23 年 3 月 11 日に住んでいた市町村に申請
すれば、義援金を受け取ることができます。

第1次分の配分基準は、

- ① 死者・行方不明者 1 人当り 35 万円
- ② 家屋の全壊・全焼 35 万円
- ③ 家屋の半壊・半焼 18 万円
- ④ 原発事故避難者（屋内退避を含む）35
万円

となっています。

第2次分の配分基準は、①②④が 56 万円、
③が 28 万円です。これらの金額は、15 都
道府県への配分を決める基準にすぎず、実際の
支給額は、各都道府県に置かれた義援金配分委
員会が各地の事情に応じて決めます。

条件をみれば、重複して支給されます。

第1次分を例にとると、父が死亡し、家が全
壊した家庭の支給額は、死者 35 万円と家屋
全壊 35 万円の合計 70 万円となります。

第1次分では、各県が県に寄せられた義援
金を上乗せし、以下のような金額を支給して
います。

- ①青森県：死者・行方不明者 100 万円、家

屋全壊・全焼 100 万円、半壊・半焼 50 万円

②岩手県：死者・行方不明者 50 万円、家屋全壊・全焼 50 万円、半壊・半焼 25 万円

③福島県：全壊・全焼 40 万円、半壊半焼 23 万円、18 歳未満で両親とも死亡・行方不明の震災孤児に 100 万円、両親のいずれか一方を亡くした遺児に 50 万円。

④宮城県：死者・行方不明者 50 万円、全壊 45 万円、大規模半壊 25 万円、半壊 20 万円。なお、被災した一人親世帯に 20 万円、高齢者など施設入所者に 10 万円、両親を失った子どもには、別に 50 万円を支給

申請には、家屋の被害の程度を示す被災証明書や住民票、預金通帳のコピーなどが必要です。窓口は 3 月 11 日に住民登録していた市町村ですが、遠方に避難されている方は、郵送による申請もできます。

なお、災害弔慰金は亡くなった被災者の方の兄弟姉妹には支給されませんが、義援金については、このような制限はありません。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

福島県南相馬市では、日本赤十字社などから義援金が支払われない福島第一原発から半径 30 キロ圏外に住む世帯に対しても、独自に義援金と同額(1 世帯 40 万円)を支給しています。詳細は南相馬市役所にお問い合わせください。

—学校災害特別弔慰金—

◆児童・生徒を失った方

文部科学省は、災害共済給付制度を特別適用して、学校の管理の下で東日本大震災に被

災し死亡した幼稚園、保育園、小中学校の児童・生徒に対し、500 万円の特別弔慰金を支払います。

災害共済制度は、保護者の掛け金をもとに授業中や部活動中の死亡・けがに対し見舞金や治療費を支払う制度で、独立行政法人・日本スポーツ振興センターが運営しています。自然災害は、原則対象外となっていますが、下校時や教職員による避難誘導中に死亡した子どもが多いので給付対象にしました。

☎お問い合わせ先／文部科学省総務課広報 (03・5253・4111)

—全国里親会—

◆保護者を亡くした子どもを引き取って生活している方への一時金支給

全国里親会は、今回の審査委で保護者を亡くした子どもを引き取って生活しているかたに一時金 7 万円を支給します。今回の震災で両親のいずれかが亡くなって一人親となったために子どもの養育が困難となってしまった親から子供を預かっている親族や知人の方も対象になります。

支給を受けるためには、児童相談所の担当者や子どもが通っている学校の先生の署名と押印が必要で、支給方法は銀行振込か面接による支払いになります。

なお、全国里親会では、国の支援を受けられる親族里親制度や養育里親制度の説明や養育相談も実施しています。

☎お問い合わせ先／全国里親会 (03・3404・2024)

—日本財団弔慰金・見舞金—

◆配偶者・親・子を失った方

日本財団は、地震・津波で配偶者又は親・子が死亡したり、行方不明になったりしてい

る方に死亡者・行方不明者 1 人当たり 5 万円の弔慰金・見舞金を現地で支給しています。現地支給を受けられなかった方には、郵送での申請を受け付けています。詳しく手続は電話でお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／日本財団東日本大災害支援センター (0120・656・519)

—あしなが育英会の特別一時金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、地震や津波で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ったりした子どもに対し、特別一時金を支給します。

未就学児と小中学生 50 万円、高校生と浪人生 80 万円、大学・短大・専修学校・各種学校・大学院生 100 万円です。

☎お問い合わせ先／あしなが育英会 (0120・778・565)

—大学生協連の見舞金—

◆父母を失った学生組合員

大学生協連は、震災で父母のいずれかあるいは生計維持者を亡くしたり、自宅や帰省先の実家を失ったりした組合員の学生に 3 万円の見舞金を支給しています。10 月末日まで申請を受け付けます。

詳しくは「こども」を参照してください。

☎お問い合わせ先／全国大学生協連 (03・5307・1111)

2. 補償金

原発事故で避難した住民や、出荷停止・作付け制限を受けたり、消費者に敬遠され売上が減少したりした農林漁業者の方や、客足が落ちた観光業者の方、その他の事業者の方は、事故を起こした東京電力に損害賠償を請求で

きます。

—原発事故損害賠償—

◆風評被害・精神的損害も賠償

原発事故によって生じたあらゆる損害が、原則として賠償の対象になります。風評被害はもちろん、長い避難生活で被った精神的損害も賠償が受けられます。

賠償対象や範囲については、文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会」が目安となる指針を示しています。

第 1 次指針では、政府の指示で避難した住民や出荷を制限された業者の方への補償内容として、

- ① 避難にかかった交通費・宿泊費
- ② 営業や出荷ができなくなった場合の減収や商品移送費用・廃棄費用
- ③ 仕事ができなくなった場合の給与
- ④ 財産の価値減少分や放射能物質の除去費用
- ⑤ 放射能汚染を検査する費用
- ⑥ 避難者の健康悪化による損害
- ⑦ 避難生活による精神的損害

などが示されました。

第 2 次指針では、第 1 次指針の内容を具体化し、

- ① 4 月までに農産物が一つでも出荷制限や自粛要請を受けた地域のすべての農産物について風評被害を認める（福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県旭市、香取市、多古町で生産されたすべての濡水産物（食用）が対象となります。）
- ② 観光業の風評被害については、まず福島県内に営業拠点をもつ業者を対象とする

などの補償対象・範囲が示されました。

避難生活に伴う精神的な苦痛に対しては、

事故発生から6ヵ月間年齢にかかわらず1人月額10万円(避難所生活の場合は2万円増額)、その後6ヵ月間は半額の5万円が支給されることになりました。

東京電力がこの指針に基づいて示す補償額に不満がある場合には、原子力損害賠償紛争審査会に「和解の仲介」を申し立てたり、裁判所に損害賠償請求の訴えを起こしたりすることができます。その場合、損害が原発事故によって生じたものであることを証明しなければなりませんから、こまめに記録をつけ、資料を保管・整理しておく必要があります。

— 仮払補償金 —

◆ 原発事故で避難された方

東京電力は、避難した住民に対して原発事故損害賠償金の仮払いを始めました。

対象は、①避難区域、②屋内退避区域、③計画的避難区域・緊急時避難準備区域、に住んでいる方です。

支払額は、1世帯当たり100万円、単身世帯は75万円です。

東京電力では、市町村の協力を得て避難所で説明会を開き、申請書を配布していますが、「福島原子力補償相談室(0120・926・404)」でも申請書の交付を受け付けています。同相談室に問い合わせれば、申請方法や必要書類入手方法を知ることができます。

また、この冊子の原稿作成中に東京電力は2度目の仮払いを検討していることを発表しました。前回の仮払いは世帯単位で支払われましたが、2度目の仮払いは個人単位で支払うことを検討しているようです。支払金額や支払い時期については、今年7月上旬に発表される見込みです。

☎お問い合わせ先/東京電力福島原子力補償相談室(0120・926・404)

◆ 出荷制限・自粛要請等を受けた農林漁業者

東京電力は、5月31日から第1次指針で示された基準に基づいて農林漁業者に対し被災した損害の半分について仮払いを始めました。

対象になるのは、出荷制限指示や出荷・操業自粛要請のあった地域の対象品目の営業損害です。

各県の農協・漁協が取りまとめ請求していますが、個別の請求を希望する場合には、仮払補償金請求書に、農業者の場合には従事者証明書、農地基本台帳記載事項証明書、耕作証明書、出荷額・量に関する書類など、漁業者の場合には従事者証明書、漁業許可証、漁船登録票、漁獲高に関する書類などを添付して東京電力宛に請求してください。

なお、農林水産省は、福島第一原発から半径20キロ圏内にいる家畜については、畜産農家が評価額全額の補償請求を認める方針を決めています。

◆ 避難区域内の中小企業者

東京電力は、避難区域等に事業所のある中小企業に対し、3月12日から5月末日までの粗利相当額(売上金額から売上原価を控除した額)の2分の1(上限額は250万円)について補償金の仮払いをします。

仮払補償金請求書に監査報告の付いた決算書が確定申告書を添付して直接東京電力に請求してください。中小企業3団体(商工会議所・商工会・中小企業団体中央会)でも請求の取りまとめをしています。

☎お問い合わせ先/東京電力福島原子力補償相談室(0120・926・404)

3. 保険

保険や共済に加入されている方は、契約内

容に応じ、ご家族が亡くなった場合には死亡保険金・共済金、けがをされた場合には障害保険金・共済金、家が壊れた場合には地震保険金・再築共済金、の支払いを受けられます。

—生命保険—

◆死亡届簡略化で早期支払い

法務省が死亡届の受理手続を簡略化したのを受けて（詳しくは「公的証明」を見てください）、生命保険金の支払いが迅速になります。生命保険金の支払いは、戸籍に死亡と記載されることが条件ですが、法務省の特例措置により、今回の震災から3ヶ月経過すればご遺体が発見されていない方であっても死亡届を提出することができ、生命保険各社では、この死亡届が受理された方等については保険金支払いに関するご請求に応じています。

◆保険証をなくしたら

生命保険協会に加盟する生命保険会社 47社は、地震・津波で被保険者が死亡あるいは行方不明になっている場合で、保険証書をなくしたり、契約した保険会社が分からなくなったりした契約者に対し、「災害地域生保照会制度」を実施しています。照会窓口（0120・001・731 平日の午前9時～午後5時）で契約者の氏名や住所を言えば、契約の有無を調査し、契約がある場合には、保険証がなくても支払いを受けられる手続の案内をしてくれます。

◆必要書類がなくても

保険金を請求するために必要な住民票や事故を証明する書類が整わない場合でも、簡易な手続で保険金・給付金の支払いを受けることができます。

被災直後に入院できず、臨時施設で医師の

治療を受けその後入院した場合には、被災した日から入院したものとして給付金を受けることができます。

☎お問い合わせ先／生命保険協会災害地域生保契約照会フリーダイヤル【0120・001・731（平日の午前9時～午後5時）】

—損害保険—

◆保険証券をなくしたら

保険証券や本人確認のための運転免許証・健康保険証などの資料がなくても、契約者の氏名・保険対象の建物の所在地、電話番号などで本人確認ができれば保険金は支払われます。

契約保険会社が分からない場合には、損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】に問い合わせれば契約保険会社とその連絡先を教えてください。

☎お問い合わせ先／損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】

—全労済—

◆全額支払い

全労済（全国勤労者共済生活協同組合連合会）は、異常災害を理由とした共済金の削減をせずに、自然災害共済金を全額支払うことにしています。

共済金請求手続に必要な書類の一部を省略し、簡易な手続で支払いを実施します。

☎お問い合わせ先／全労災被災受付専用ダイヤル【0120・005・562（午前9時～午後7時）】

—JA共済—

◆全額支払い

JA共済（全国共済農業協同組合連合会）は、建物更生共済について異常災害を理由とした共済金の削減をせずに約款どおりの共済金を支払います。

☎お問い合わせ先／JA共済相談受付センター（0120・536・093）

4. 年金給付・労災給付

厚生年金・国民年金の被保険者や年金受給者が亡くなられた場合には、ご遺族に遺族年金などが支払われます。仕事中に被災して亡くなられた場合には、ご遺族に労災年金や一時金などが支払われます。

—被保険者・受給者が死亡—

◆扶養家族に年金・一時金

東日本大震災で亡くなられた方が国民年金あるいは厚生年金の被保険者や受給者であり、その方によって一家の生計が維持されていた場合には、ご遺族に遺族基礎年金や遺族厚生年金、死亡一時金などが支給されます。

国民年金については、各市町村、厚生年金については、年金事務所にご相談ください。

—不明3カ月で死亡認定—

◆遺族年金の受給可能に

遺族年金などの申請について、行方不明者が震災から3カ月後に死亡したと認定する特別立法が成立し、不明者のご家族は、死亡が確認されなくても6月11日以降遺族年金や死亡一時金の申請ができるようになりました。

詳しい手続や必要書類はお近くの年金事務所にお尋ねください。

—年金証書・年金手帳の再発行—

◆証書・手帳をなくしたら

運転免許証など本人確認のできる書類を

持ってお近くの年金事務所に行けば、再発行してくれます。電話（0120・707・118）による届出書類の送付受付もしています。

☎お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）

—住所変更・口座変更—

◆親類宅に身を寄せている

親類先に避難しているため、住所や受け取り口座を変更したい場合、お近くの年金事務所住所・受け取り金融機関変更届を提出すれば、変更できます。届出用紙は、年金事務所配布していますが、電話（0120・707・118）による送付受付もしています。

☎お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）

—老齢年金請求—

◆受給資格が生じたが

受給する資格を得たので年金を請求したいが、年金手帳も預金通帳も失い、役場が働いていないので戸籍も住民票も手に入らないという方は、お近くの年金事務所にご相談ください。運転免許証などで本人確認ができれば、年金を受給できます。

☎お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）

—業務中に死亡—

◆労災遺族補償

業務中あるいは通勤途中で被災し亡くなられた方の遺族に労災保険から遺族補償年金、遺族補償一時金、労災就学等援護金、労災就労保育援護費、葬祭料などが支給されます。

詳しくは、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

5. 預貯金

金融庁は、銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関に対し、預金通帳や証書、届出印を失くした預金者に本人確認の上預金の払い戻しに際するなど、被災者に対して金融上の措置を講ずるよう求めています。

一払い戻し一

◆死亡者の口座が分からない

全国銀行協会は、震災で死亡したり、行方不明になったりしている人の銀行口座情報を家族に提供する被災者預金口座照会センターを開設しています。

口座名義人の氏名、生年月日、住所、過去の居住地などから口座がある可能性のある銀行が調査し、口座が見つければ家族に連絡します。問い合わせができるのは、死亡・行方不明者の家族だけです。

☎お問い合わせ先／被災者預金口座紹介センター (0120・751・557)

◆通帳・印鑑を失くしたら

運転免許証など本人確認のできる書類があれば、預金口座のある銀行・信用金庫・信用組合の店舗で預金の払い戻しが受けられます。郵便貯金も、20万円の限度で払い戻せます。

本人確認の書類が入手できない場合でも、他の方法で預金者本人であることを確認し、払い戻しに際している金融機関もあります。あきらめずに窓口で相談してください。

☎お問い合わせ先／各金融機関の災害ダイヤル

◆避難先で引き出したい

避難先で預金を引き出したいが、キャッシュカードを失くしてしまった場合、預金のある金融機関以外でも、通帳と印鑑だけで預金

を引き出すことができます。

預金通帳も印鑑もない場合でも、本人確認ができれば、払い戻しができます。対象となるのは、普通預金と当座預金のみで、1日10万円が限度です。宮城、福島、岩手、青森、茨城の各県に本店のある銀行・信用金庫・信用組合の預金者に限られます。

☎お問い合わせ先／全国銀行協会相談室 (0570・017・109)

◆死亡した方の預金を引き出したい

亡くなった方の預金を親族が引き出した場合、金融機関では、預金者の氏名・生年月日を探ね、払戻請求者が法定相続人であることを示す戸籍と運転免許証など身元確認のできる資料を提出させたうえで払い戻しに際しています。

銀行によっては、一般資金は10万円まで、葬儀費用は100万円まで、といった払戻限度額を設けています。窓口でご相談ください。

☎お問い合わせ先／全国銀行協会相談室 (0570・017・109)

◆ネット銀行にアクセスできない

インターネット専門銀行は、預金者が震災でキャッシュカードを失くしたり、パソコンの通信環境が悪化したりして預金が行き止まりの場合、コールセンターに電話すれば、その預金者が他の銀行に持っている口座に10万円の限度で無料払い込みをしてくれます。

カードの再発行や定期預金の途中解約にも応じています。

いずれの場合も、本人しか知り得ない情報を質問することで本人確認をします。

☎お問い合わせ先／

楽天銀行 (0120・776・910)

イオン銀行 (0120・131・089)

セブン銀行 (0088・21・1189)

ソニー銀行 (0120・365・723)

6. 借入

被災者向けに生活再建資金を長期無利子・低利率で融資する制度や、事業者向けに緊急融資や緊急保証をする制度があります。

—災害援護資金融資—

◆負傷・住宅家財被害を受けた方

地震・津波によって世帯主が療養に要する期間が1ヵ月以上の重い障害を負うか、住宅・家財に被害を受けた方は、市町村から350万円を限度に災害援護資金の融資を受けることができます。

保証人がいる場合には無利子、いない場合には年1・5%の利息が付きます。返済期間は13年で、返済開始は8年目からです。

☎お問い合わせ先/各市町村役場

—復興特別融資・緊急保証—

◆被害にあった中小企業

政府は、震災で被害にあった中小企業の復興や資金繰りを援助するため、「復興特別貸付制度」と「復興緊急保証制度」を新設しました。

特別貸付は、日本政策金融公庫や商工中金が実施するもので、金利は基準金利(年2・15%)より0・5~1・4%引き下げ、貸付限度を1億5000万円から3億円に倍増し、返済期間も10年から20年に延長しました(いずれも中小企業の直接被害の場合)。

緊急保証は、民間金融機関が実施する中小企業向け融資を政府が全額保証するものです。1社当たりの保証枠は、通常の災害保証・セーフティ保証を併用すれば、無担保で1億6000万円、担保付で5億6000万円まで

利用できます。

対象は、①震災で被害を受けた中小企業、②計画停電・原発事故で間接被害を受けた中小企業です。

☎お問い合わせ先/

中小企業庁金融課 (03・3501・2876)、

日本政策金融公庫 (0120・154・505)、

商工中金 (平日0120・079・366、休日0120・542・711)

—移転資金を無担保

・無利子融資—

◆原発被害の中小企業

経済産業省と福島県は、6月1日から、原発事故で移転を迫られている中小企業向けに無担保・無利子の移転資金融資を始めます。

対象は、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内のいずれかに事業所を持つ中小企業や個人事業主で、福島県内に工場・事業所を移転し、事業を再開・継続することが条件です。

無利子・無担保で3000万円まで借りられます。返済期間は20年で最初の5年間は返済が猶予されます。

☎お問い合わせ先/中小企業庁長官官房 (03・3501・1768)

—無利子つなぎ融資—

◆被害にあった農林漁業者

農林中央金庫は、東日本大震災で被害を受けた農業者・漁業者の経営継続のために、総額3000億円の無利子融資を実施します。

JA(農協)が貸付ける農業資金2500億円、JF(漁協)が貸付ける漁業資金500億円に同金庫が利子補給をするものです。

対象は、地震・津波による被害、原発事故による避難指示・出荷停止・風評被害の影響を受けた農林水産業者です。

融資期間は3年です。

また、水産庁は、三陸海岸などの漁業復興に向けて2000億円規模の基金を国費で創設し、漁業者の運転資金の大半をまかなうことを検討しています。積み立てた基金から県漁連を通じて運転資金を一括前払いし、漁業者側は地域ごとに生産組合をつくり受け取った運転資金で操業、売上を基金に全額返す、といった方式が検討されています。

☎お問い合わせ先／農業資金貸付は農林中金、農林水産環境統括部（03・5220・9566）、水産庁

◆日本財団による船舶融資

日本財団は、漁船、交通船等を失った事業者に対し、新たに船などを購入するための資金を融資しています。金額は1事業者1億円までで、償還期間は15年間、無利子での融資が受けられます。

☎お問い合わせ先／日本財団・災害支援センター（0120・656・519）

—資金繰り相談・返済猶予—

◆資金繰りの苦しい中小企業

中小企業庁は、今回の震災で被害にあった中小企業の資金繰りを支援するため、①特別相談窓口の開設②既往債務の負担軽減、の措置を実施しています。

相談窓口は、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、仙台経済産業局に設置されています。

また、政策金融公庫、商工中金では、融資の返済猶予、条件変更などに柔軟に対応します。被災後に返済猶予の申し込みが遅れても、

遡って猶予の取り扱いが受けられます。

☎お問い合わせ先／

日本政策金融公庫（0120・154・505）

商工中金（0120・079・366）など

住む・暮らす

(0120・550・112)

持ち家

◆建物を失った場合の手続

今回の震災で所有していた建物が流失、消失、倒壊するなどしてしまった場合には、法務局に「滅失登記」の申請をする必要がありますが、現在この滅失登記を法務局が職権で（つまり被災者の方が申請して費用を負担しなくても）できるようにすることが検討されています。

なお、滅失登記を急がれる方については、被災者の方ご自身による申請も受け付けられています。

☎お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

◆住宅を再建・購入した場合の手続

新しく住宅を再建した場合には、法務局に「所有権保存登記」を申請し、既存の住宅を購入した場合には、「所有権移転登記」の申請を行う必要があります。また、その際、金融機関に対し抵当権を設定した場合は「抵当権設定登記」を申請しなければなりません。

これらの申請には、登録免許税と司法書士への報酬が費用としてかかります。

☎お問い合わせ先／日本司法書士連合会

◆住宅の再建のための診断・相談

国土交通省は被災した住宅の補修のため、住宅診断の実施や相談に応じています。相談や診断にかかる費用は無料です。

補修方法や補修費用についてのアドバイスのほか、希望があれば補修・再建を行う事業者も紹介しています。

◆建築制限について

被災地での無秩序な復興の防止や、危険な地域での建築を防止するため、建物の建設が制限されている地域があります。制限されるのは新築、増築といった大規模な建物の工事に限られますので、現状の建物を修繕する工事は制限を受けず自由に行うことができます。

建築が制限される区域は、浸水により危険性が高いと考えられる地域や、復興計画の詳細を検討する必要があると判断された地域などです。建築が制限されている地域、また制限期間は各県、市によって異なりますので、各行政にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各県市町村役場

—支援金・融資—

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

さらに住宅を建設、購入、補修される場合には加算した支援金が支給されます。

☛「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

◆災害復興住宅融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構は、今回の震災で被害を受けられた住宅の所有者に住宅の建設、購入、補修にかかる費用の融資を行っています。

建設、購入の場合は当初3年間、補修の場合は当初1年間、それぞれ元金を据え置くことが可能です。

融資が受けられる住宅は、独立行政法人住

宅金融支援機構の基準をみたす必要がありますので、詳しくは、独立行政法人住宅金融支援機構にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／住宅金融支援機構災害専用ダイヤル(0120・086・353)(048・615・0420)

◆生活福祉資金制度

社会福祉協議会では、今回の震災で被害を受けられた世帯に住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を行っています。

貸付限度額は250万円です。この融資には所得などの制限がありますので、詳しくはお近くの市町村役場または社会福祉協議会にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場 社会福祉協議会

◆母子寡婦世帯の住宅補修資金

母子寡婦世帯の方は、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を受けることができます(母子寡婦福祉資金貸付金)。

貸付限度額は200万円です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆災害救助法による応急修理

今回の震災により住宅に大きな被害を受けたにもかかわらず、その応急修理をする費用がない場合は、国が災害救助法に基づき住宅の応急修理をしてくれます。

修理の対象は、被災された住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分に限定されます。また、応急修理を受けるためにはいくつか条件がありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

借家

◆住まいを探す

国交省は、全国の公営住宅、都市再生機構の賃貸住宅、民間の賃貸住宅の情報を提供しています。

提供可能な公的住宅の戸数は、公営住宅が約2200戸、都市再生機構の賃貸住宅が約5100戸となっています(5月16日現在)。

被災者向け公営住宅等情報センター(0120・297・722)までお問い合わせ下さい。

また日本赤十字社では、仮設住宅等へ入居される方々への支援として、家電製品(冷蔵庫、洗濯機、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)を寄贈しています。この家電セットを受け取ることができるのは、仮設住宅に入居される方、及び仮設住宅と同様の扱いを受ける公的住宅、民間賃貸住宅などに入居される方ですが、具体的には各県が支給対象を決めることとなっていますので、対象となるかどうかは各県庁にお問い合わせ下さい。

なお、被災者が自力で賃貸住宅を借りた場合には、「みなし仮設住宅」として国が家賃を負担する制度もあります。今回の震災でご自宅を失って賃貸住宅に移り住んでおられる被災者の方については、この「みなし仮設住宅」の適用を受けられる可能性もありますので、お近くの市町村役場に問い合わせてみてください。

☎お問い合わせ先／被災者向け公営住宅等情報センター、各県庁、各市町村役場

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、借りていた家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される

制度です。

住宅を新しく借りる場合には加算した支援金が支給されます。

●「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

土地

◆土地の境界がなくなってしまった

今回の震災でご自身の土地と隣地や道路との境界がなくなってしまった場合、改めて境界を確定しなければなりません。

国土地理院は今回の震災で地盤沈下などの地殻変動が起きたため、土地の境界や測量の基準となる「基準点」の位置もずれてしまったとして、被災地全域で測量をやり直す方針を打ち出しています。

また、隣地との境界については隣地の所有者の方と話し合って改めて境界を確定することも必要になってきます。

このため、土地の境界を再現するにはまだまだ時間が要すると思われるます。

「早急に自宅敷地を売却したいので境界を確定したい」といった事情がある方は、弁護士等の専門家にご相談ください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場 弁護士等の専門家

◆農地と宅地の交換

農地と宅地の交換は都市計画法や農地法など複数の法律による煩雑な手続きが必要とされていますが、政府は、今回の震災の被災地内においては、手続きの窓口を一本化した上で、県知事の許可があれば転用を認める方向で調整を進めています。

手続きの簡素化が認められるのは、国が指定する復興特区内で、市町村が新たに利用(復

興)計画を作る場合とされていますから、ご自身の土地がこの制度の適用を受けられるかどうかについては、個別に市町村役場等で確認してください。

☎お問い合わせ先／各県及び各市町村役場 弁護士等の専門家

暮らし

◆がれき撤去についての政府指針

政府は、所有者が分からない倒壊した家屋や水に浸かった自動車については、所有者の承諾がえられなくても撤去できるとする指針を示し、各県に通知しています。

このため、倒壊してがれき状態になっていたり、もともとの敷地から津波で流されてしまった家屋は所有者の承諾がなくても撤去されることとなります。なお、位牌やアルバムなど、被災された方にとって大切なものについては一時保管することとされています。

また、貴金属や金庫などの有価物は、一時保管をした上で、所有者が明らかにならない場合は遺失物法に基づいた処理がなされることとなっています。遺失物法では保管期間が3ヶ月と定められていますので、今後の情報にお気をつけください。

☎お問い合わせ先／各市町村役場、警察署

◆避難所からの短期旅行

政府は、岩手、宮城、福島県の3県の避難所で暮らしている被災者の方について、ホテルや温泉旅館に数日宿泊した場合の実費について「避難所で厳しい生活をしている避難者の具体的な事情を勘案して、県がやむを得ないと認める場合」には、ほぼ全額を国費で負担することを決め、3県に通知しています。行

き先は被災者の受入を表明している全国の宿泊施設が対象で、ホテルや旅館で被災者の宿泊を受け入れる自治体に1泊（3食付き）あたり5000円を上限に宿泊実費を出すほか、鉄道・飛行機の交通費、送迎バスの借り上げ費用も負担します。今年夏頃までの運用が予定されています。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆高速道路通行料の無料化

今回の震災の被災者の方については、東北地方を中心とした高速道路の通行料が無料とされています。

対象となる区間は、白河インターチェンジ（福島県）以北の東北道、水戸インターチェンジ（茨城県）以北の常磐道、磐越道とその他の東北地方の高速道路で、対象区間のインターチェンジで高速道路に乗るか、降りれば通行料は無料です。

対象となる車は、運転手か同乗者が自治体発行のり災証明書を持っている全車種ですが、り災証明書を持っていなくてもトラックなどの中・大型車の通行料は無料です。

被災者の場合は料金所でり災証明書を提示してください。また、トラックなどの中・大型車は東北地方の高速道路の入り口で受け取った通行兼を出口で差し出してください。

◆地デジ移行についての政府指針

政府は、今年7月24日に予定されていたテレビの地上デジタル放送への移行について、岩手・宮城・福島の3県については、平成24年3月31日まで延期する方針を明らかにしています。そのため、地デジ対応になっていないご家庭でも、しばらくは現状のままテレビを視聴することが可能となります。

なお、市町村民税が非課税の世帯の方や

NHK 放送受信料が全額免除されている世帯の方（今回の震災の被災地の方を含みます）については、地上デジタル放送対応チューナー1台が無償で給付されます。

☎お問い合わせ先／

総務省情報流通業政局地上放送課（03・5253・5791）

地上デジタル放送対応チューナーの無償給付については総務省地デジチューナー支援実施センター0570・023・724 または043・332・2525（月曜～金曜：午前9時～午後9時、土日祝日：午前9時～午後6時）

◆仮設住宅から仮設住宅への転居

国土交通省は、今回の震災で県外の仮設住宅に入居しているにおける岩手、宮城、福島の3県の被災者について、地元の仮設住宅に転居することを認める方針を決めています。

いったん、地元を離れて県外の仮設住宅に入っている方でも、地元に戻ってきた後は住み慣れた地元の仮設住宅に転居することが可能です。

☎お問い合わせ先／各市町村役場

◆民事調停手数料の無料化

平成23年3月11日に、政令で定められた地区に、住所等を有していた方が、平成26年2月28日までに東日本大震災に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする場合には、民事調停の申立手数料は不要です。

政令で定められた地区や、対象となる紛争等については、裁判所や弁護士等の専門家にお問い合わせください。

☎お問い合わせ先／裁判所、弁護士等の専門家

自営業の方

—雇用調整助成金—

◆事業縮小でも雇用維持の事業者

売上げが急減した企業が従業員を解雇せずに休業扱いにした場合、休業手当の8割を雇用調整助成金として国が補助します。

助成金を受けるには、本来業績が3ヵ月間悪化していることが条件ですが、被災地については、この期間が1ヵ月に短縮されました。計画停電や部品調達の遅れから操業停止に追い込まれた企業についても、被災地並みの取り扱いになります。

☎お問い合わせ先／

岩手労働局総合相談ダイヤル (0120・980・783)

宮城労働局助成金コーナー (022・299・8063)

福島労働局被災者ホットライン (0120・536・088)

—被災者雇用開発奨励金—

◆被災者を雇用した企業

被災離職者や被災地に居住する求職者をハローワークの紹介で2011年5月2日以降、1年以上雇用する見込みで雇い入れた企業には、「被災者雇用開発奨励金」が支給されます。

支給額は、短時間労働(週30時間未満)が大企業30万円、中小企業60万円、非短時間労働が大企業50万円、中小企業90万円です。

この奨励金は、被災地以外の企業でも受給できます。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

—若年者雇用奨励金—

◆被災地居住の3年以内既卒者

被災地に住む3年以内の既卒者を3ヵ月のトライアル雇用後、正規雇用した企業には、1人当たり60万円(通常は50万円)の奨励金が支給されます。

はじめから正規雇用した場合には、1事業所10人まで120万円(通常は1事業所1人限り100万円)の奨励金が支給されます。

☎お問い合わせ先／

厚生労働省若年者雇用対策室 (03・5253・1111)

お近くのハローワーク

—農地の塩除去—

◆国の直接補助による塩分除去

今回の震災の津波で被害を受けた農地の復旧のため、海水に浸かった農地から塩分を除去する事業に対して、国が直接補助できる制度が検討されています。具体的には除塩事業に国が9割を補助し、残りの1割についても市町村への特別交付税で対応することとし、農家の方の負担が事実上生じないようにする予定です。

☎お問い合わせ先／農林水産省

—助成金の申請—

◆各種助成金支給申請の延長

今回の震災の影響により各種助成金の支給申請書類などを期限までに提出できない事業者の方については、支給申請などが可能になった後一定期間内にその理由を記した書面を添えることで期限までに支給申請があったものとして扱われます。

震災とその後の混乱で検討していた各種助成金の支給申請を断念してしまった方、今からでも十分間に合いますので、事業再建の一

助にしてください。

☎お問い合わせ先／都道府県労働局または
お近くのハローワーク

— 一般労働派遣事業等 —

◆職業紹介・労働派遣の有効期限 延長

東京都を除く特定被災区域内に主たる事業所を有する事業者の方で、有料または無料職業紹介事業の許可、一般労働派遣事業の許可の有効期限が平成23年8月30日までに満了する方については、許可の有効期限が自動的に平成23年8月31日まで延長されています。特別の許可は必要ありません。現在の許可証のまま事業を継続することができます。

☎お問い合わせ先／都道府県労働局

— 資金調達等 —

◆災害復旧貸付

日本政策金融公庫では、以下の各貸付事業を行っています。

- ① 国民生活事業 各融資制度に上乗せする融資限度額として3000万円。融資期間10年以内。うち、据え置き期間2年以内。
- ② 中小企業事業 融資限度枠1億5000万円、融資期間10年以内。うち、据え置き期間2年以内。

なお、特に著しい被害を受けた一定の要件を満たす中小・小規模企業者の方に対しては、3年間、「国民生活事業」「中小企業事業」のいずれについても一部の金利を引き下げる措置が用意されています。

また、今回の震災の影響により返済猶予の申し出が遅れた場合であっても、返済期日に遡って返済猶予の手続きを実施するほか、決算書提出を省略するなど提出書類についても

簡素化し、電話等の簡便な手段による相談も受け付けています。

☎お問い合わせ先／日本政策金融公庫（月曜～金曜 0120・154・505、土日休日 0120・220・353（国民生活事業）、0120・327・790（中小企業事業））

◆災害復旧資金

商工中金では、災害復旧資金として、設備資金（既存事業設備の復旧）、運転資金（棚卸資産の被災や事業休止に伴う運転資金）の貸付を行っています。

貸付を受けるためにはより災証明書が必要な場合があります。

融資限度額は元高20億円以内で、残高1億5000万円以内（組合の場合は残高4億5000万円以内）、融資利率は短期は短期プライムレート、長期は基準金利になりますが、より災証明書がある場合は一部の貸付に利子補給がされます。

融資機関は10年以内で、うち、据え置き期間は2年以内です。

☎お問い合わせ先／商工中金（月曜～金曜 0120・079・366、土日休日 0120・542・711）

お勤めの方

— 失業手当 —

◆休業で賃金をもらえない

事業所が災害を受け事業が休止・廃止したため、賃金をもらえず失業状態の人は、実際に離職していなくても失業手当を受給できます。一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業手当が支給されます。

また、現在最大360日とされている失業

手当の支給期間の延長（60 日程度）も検討されています。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク —未払い賃金立替払い—

◆未払い賃金がある

被災地の中小企業が震災で事業活動を停止し、従業員が賃金未払いのまま退職を余儀なくされた場合、国から未払い賃金の立替払いを受けられます。

☎お問い合わせ先／お近くの労働基準監督署

—無料の職業訓練制度—

◆求職者支援制度

失業された方が生活費をもらいながら無料で職業訓練を受けられる「求職者支援制度」が今国会で成立し、今年 10 月 1 日に施行されます。

失業保険の受給期間が終わってしまった方や、生活保護の対象とならない方であっても、生活費を受け取りながら新しい仕事に就くための技術を身につけることができます。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

—派遣労働者の雇用安定—

◆派遣契約の継続を

厚生労働大臣は、人材派遣関係団体、経済団体に対し、派遣元、派遣先が派遣労働者の雇用の安定と確保を図るため最大限の配慮をするように要請しています。

派遣元に対しては、契約解除があっても①新たな就業機会の確保に努める、②雇用調整助成金を活用して休業手当を支払うことを求めています。

派遣先に対しては、①派遣契約をできるだけ維持する、②契約を継続しない場合には派遣

元への賠償や関連企業への就職あっせんをすることを求めています。

震災を理由にした派遣切りを受けたら、大臣要請の趣旨に反した安易な契約解除かどうか、弁護士に相談することをお勧めします。

☎お問い合わせ先／厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部需給調整事業課（03・3502・5227）

—被災地合同就職説明会—

◆被災地居住の新卒者

中小企業庁は、被災地に住む新卒者を対象とした合同就職説明会を被災各県で開くとともに、被災地の新卒者受け入れに熱心な企業名と連絡先をホームページで公開しています（www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm）。

厚生労働省も、被災地で学生と企業の職業面接会を開催する予定です。

また、日本商工会議所では、HP「ドリームマッチプロジェクト」で、内定を取り消された新卒者を対象に、様々な配慮をした採用活動をしている中小企業の求人情報を公開しています。

☎お問い合わせ先／

中小企業庁経営支援課（03・3501・1763）
厚生労働省若年者雇用対策室（03・5253・1111）

ドリームマッチプロジェクト

<http://dream-match.jp/index.html>

—震災特別相談窓口—

◆内定取り消しを受けた学生

被災地のハローワークは、震災の影響で採用内定を取り消された学生などを対象にした「学生等震災特別相談窓口」を開設しています。また、内定取消企業への指導、全国的な

求人紹介なども実施しています。

☎お問い合わせ先／お近くのハローワーク

☎お問い合わせ先／

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課 (03・3502・5227)

—就職活動の宿舍提供—

◆宿泊施設の無償提供

- ① 本人や家族が青森、岩手、宮城、福島、栃木、茨城、千葉、新潟、長野県の災害救助法適用市町村に住んでいた方
- ② これらの地域の学校に在籍する学生
- ③ これらの地域の学校の平成23年3月卒業で採用内定取り消しを受けてしまった方

のいずれかに該当する方が首都圏で就職就職活動をする場合には、「国立オリンピック記念青少年総合センター」（東京都渋谷区代々木）と「労働大学校」（埼玉県朝霞市）が宿泊施設として無償提供されます。

国立オリンピック記念青少年総合センターは就職活動中なら何泊でも、労働大学校は1回5泊・延べ15泊まで利用可能で、いずれも平成24年3月末まで利用できます。

☎お問い合わせ先／

オリンピックセンター(03・3469・2525)

労働大学校はお近くのハローワーク

—民間職業紹介の特例措置—

◆避難所での職業紹介OK

人材派遣会社や職業紹介会社が避難所で被災した求職者に対し職業紹介を容易にできるように、出張相談の窓口開設については、許可又は届出の必要な事業所新設としては扱わないことになっています。また、個人のプライバシー保護のため設置が義務付けられているパーティション（仕切り）も不要となりました。

この措置で、避難所での求人活動が活発になることも予想されます。

働
く

外国人の方

出国

◆一時帰国後のビザの更新手続きについて

1. 再入国許可を受けずに出国した場合

再入国許可を受けずに帰国された場合は、在留資格及び在留期間が消滅します。再び日本に入国するためには、新たに査証を取得した上で、上陸申請を行わなければなりません。

ただし、法務省は、「技能実習」の在留資格で入国し、今回の震災で帰国した外国人の方については特別に、研修できる環境が整っており、引き続き研修をする意思が受け入れ先で確認されれば、「上陸特別許可」を出して研修を続けられるように対応する方針を決めています。また、同省は、再入国の許可を取らずに帰国した外国人留学生についても、留学先の在学証明があれば、査証の取得だけで再入国を認める方針を決めています。

2. 再入国許可を受けて一時帰国した場合

在留期限までは在留資格が存続します。

在留期間の更新手続きは日本の代理人にしてもらうこともできますが、在留期限までに日本に再入国しなければなりません（つまり、在留期限までに日本に再入国しなければ、在留期限の更新はできなくなります）。

なお、法務省は、平成 23（2011）年 3 月 11 日の時点で適法に在留していた外国人の方で、平成 23（2011）年 8 月 30 日までに在留期間の満了を迎える、青森県、福島県、岩手県、宮城県、茨城県等の特定区域に居住する方については、在留期間を平成 23（2011）年 8 月 31 日まで延長する特別措置を採っています。

◆外国人留学生支援について

今回の震災のために一時帰国を余儀なくされた国費留学生については、文部科学省が、再来日のための航空券を支給するなどの支援策を決めています。

また、災害救助法の対象地域の私費留学生については、今回の震災で経済的困窮に陥った成績優秀者を対象に、日本学生支援機構が学習奨励費の追加募集をします。奨励費は、大学院生が 1 ヶ月 6 万 5 千円、学部生は同 4 万 8 千円となっています。

☎お問い合わせ先／

文部科学省国費留学生係（03・6734・3052）

日本学生支援機構国際奨学課（03・5520・6030）

その他

◆被災外国人の方のための無料電話相談について

日本弁護士連合会などが、平成 23（2011）年 3 月 29 日から無料電話相談を開始しています。

平日午前 10 時から正午までの 2 時間、外国人の方の電話相談を受け付けています。英語や中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語等のほか、少数言語にも対応しています。

無料電話相談は、下記電話番号へお電話ください。無料電話相談は平成 23（2011）年 9 月 30 日までの予定です。

☎お問い合わせ先／

日本弁護士連合会電話相談（03・3591・2291）

生活保護

利用できる方

◆生活保護の利用

生活保護の利用は、生活に困った人のために日本国憲法で認められている権利です。厚生労働省は、今回の審査で被災された方々が生活保護を利用しやすいように、様々な通知を出しています。

安定した住居や仕事を確保するまでの生活の支えとして、生活保護を検討してみてください。

◆最低生活費

病気や障がいのある方はもちろん、健康に問題がない失業中の方でも、年金や仕事の収入がある方でも、その方の世帯の収入が「最低生活費」以下であれば原則として生活保護の利用が可能です。

「最低生活費」は、地域と家族構成によって決まりますが、障がい者や一人親の世帯の場合には加算分があります。

◆避難所等の避難先で生活している場合

被災地を離れた避難所等の避難先で生活されている方は、避難先の市町村役場の福祉事務所を窓口にして生活保護を利用することができます。

通帳など資産を証明する書類が手元になかったり、地元に残した自動車や自宅がどうなっているか分からなくても、申請に対しては柔軟に対応することになっていますから、「どうせ申請しても認められないだろう」と諦めずに、最寄りの市町村役場の窓口で相談してみてください。

◆自家用車を保有している場合

これまで厚生労働省は生活保護受給者が車を持つことを厳しく制限してきました。しかし、今回の震災の被災者の方については、厚生労働省の社会・援護局長が「車を持ったまま生活保護の適用が認められ得る」と国会で答弁しており、車を持ったまま生活保護を受ける途が開かれています。

◆預貯金や保険、資産がある場合

資産は「活用」することが生活保護利用の要件ですから、最低生活費1ヶ月分を超える預貯金がある場合には、生活保護を利用することはできません。

保険については、解約することが求められますが、解約返戻金額と保険料が一定額以下であれば解約する必要はありません。

居住用の不動産についても原則として処分は不要です。

何がもらえるか

◆生活費・住宅費・医療費等

地域と家族構成によって決まる生活費と住宅費が支給されます。

また、医療費と介護サービス費はすべて無料になります。

また、小学校から高校までの学費の一部も支給されます。

◆転居に必要な費用

避難所や仮設住宅から一般の民間賃貸住宅に転居する場合などに、新住居の敷金その他の転居費用を生活保護から支給してもらうことができます。

◆家財道具等の購入費用

被災して手持ちの家財道具や布団などが無い場合には、①炊事用具、食器等の家具什器費 24,900 円（特別基準 40,000 円）、②布団代 16,900 円、③衣服代 12,700 円、④おむつ代 21,000 円などが支給されます。

義援金等との関係

◆生活保護受給後に義援金等を受け取った場合

生活保護を既に受けている方が、義援金や法律に基づく給付金を受け取ったとしても、「自立更生計画書」を提出すれば、世帯の自立更生に必要な額は手元に残しておくことができ、収入認定されて生活保護を打ち切られることはありません。

自立更生計画の内容についても、機械的に厳しいことを言わず、柔軟に対応することとされています。

◆義援金等受領後に生活保護申請する場合

受け取った義援金を使い切らないうちに生活保護の申請をする場合でも、「自立更生計画書」を提出して認められた範囲で「収入認定除外」の取り扱いを受けることができます。

このような方法をとることで、後日、大きな買い物をするための義援金等を取っておくことができます。

生活保護に関するお問い合わせは、各市町村役場（福祉事務所）まで。

また、首都圏生活保護支援法律家ネットワーク（048・866・5040）では、生活保護全般に関して相談に載ってくれる弁護士、司法書士などの専門家を紹介しています。

連絡先一覧

連絡先一覧の見方

1. 一番大きな分野別に「**〇〇〇 (大項目)**」という形でまとめています。

下記の「大項目のもくじ」で記載ページを探すことができます。

2. 「**〇〇〇 (大項目)**」の中で、さらに県別・種類別等で分けたものが、**〇〇 (小項目)**となっています。

この小項目については、小項目ごとに、上から「あいうえお順」に並んでいます。

3. **〇〇 (小項目)**の中に連絡先と、その電話番号が記載されています。

連絡先一覧についても、各小項目の中で、それぞれ上から「あいうえお順」に並んでいます。

大項目のもくじ

弁護士会	46ページ
外国人の方	46ページ
損害保険関連	46ページ
生命保険関連	47ページ
クレジットカード関連	48ページ
火災・中小企業等共済関連	49ページ
その他共済関連	49ページ
大学生協	49ページ
全労済	50ページ
法務局一覧	50ページ
企業関連 (雇用関係)	51ページ
商工中金	51ページ
日本政策金融金庫	51ページ
労働基準監督署一覧	52ページ

ハローワーク (職業安定所)	52ページ
日本財団	54ページ
受信料 (NHK)	54ページ
運転免許センター一覧	54ページ
運輸局一覧	54ページ
税務署一覧	54ページ
全国避難者情報システム	55ページ
住宅金融支援機構	55ページ
障害者の方関連	55ページ
介護・地域包括センター一覧	56ページ
あしなが育英会	61ページ
東京電力	61ページ
日本財団災害支援センター	61ページ
日本年金機構	61ページ
年金事務所一覧	61ページ
金融機関一覧 (銀行)	62ページ
金融機関一覧 (銀行除く)	64ページ
企業関連 (経営等)	67ページ
信用保証協会	67ページ
商工会一覧	68ページ
農林水産関連	68ページ
中小企業向け融資関連	68ページ
商工会一覧	67ページ
いのちの電話ダイヤル	68ページ
学校関連	68ページ
警察署一覧	68ページ
県・市区町村役場一覧	70ページ

弁護士会

岩手弁護士会

連絡先.....0120-755-745

仙台弁護士会

連絡先.....0120-216-151

福島県弁護士会

連絡先.....024-534-1211(福島)
.....024-925-6511(郡山)
.....0242-27-2522(会津若松)
.....0246-25-0455(いわき)
.....0248-22-3381(白河)
.....0244-36-4789(相馬)

札幌弁護士会

連絡先.....0120-325-101

函館弁護士会

連絡先.....0138-41-0232

茨城県弁護士会

連絡先.....029-222-7072

千葉弁護士会

連絡先.....043-227-8431

青森弁護士会

連絡先.....0120-918-817

秋田弁護士会

連絡先.....018-862-3770

山形弁護士会

連絡先.....0120-250-372

新潟県弁護士会

連絡先.....025-222-5533

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・日本弁護士連合会・法テラス主催

東日本大震災電話相談.....0120-366-556
※外国人被災者への電話相談.....03-3591-2291

外国人の方

被災地の中国残留邦人向けのホットライン

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

.....03-3593-7890
財団法人「中国残留孤児援護基金」.....03-3501-1050
首都圏「中国帰国者支援・交流センター」
.....03-5807-3172

損害保険関連

外国損害保険協会

問い合わせ.....03-5425-7963

各保険会社

あいおいニッセイ同和損保.....0120-024-024
.....0120-101-101
アクサ損保.....0120-699-644
.....0120-193-877
朝日火災海上.....0120-12-0555
アドリック損保.....0120-370-452
アニコム損保.....0800-888-8256
.....03-6810-2314
アメリカンホーム.....0120-29-9016
.....0120-218-546
アリアンツ火災海上.....0120-958-041
.....03-4588-7600
イーデザイン損保.....0120-097-045
.....0120-098-045
AIU.....0120-115-165
.....0120-166-755
エイチ・エス損保.....03-3811-8350
エース損保.....0120-011-313
.....0120-550-385
SBI損保.....0800-8888-831
.....0800-2222-581
共栄火災海上.....0120-044-077
.....0120-112-392
ジェイアイ傷害火災.....0120-395-470
.....0120-022-616
セコム損保.....0120-210-545
.....0120-333-962

セゾン自動車火災	0120-251-024	アイリオ生命	0120-977-010
	0120-281-389	アクサ生命	0120-948-193
ゼネラル	0120-258-015	朝日生命	0120-714-532
ソニー損保	0120-715-155	アメリカンファミリー生命	0120-016-830
	0120-474-505	アリアンツ生命	0120-997-863
損保ジャパン	0120-727-110	AIG エジソン生命	0120-956-101(震災優先ダイヤル)
	0120-888-089		0120-981-088(カスタマーサービスセンター)
そんぽ24(平日)	0120-919-200	エイアイジー・スター生命	0120-160-414
大同火災海上	0120-091-161	オリックス生命	0120-506-094
	0120-671-071	カーディフ生命	0120-820-275
チューリッヒ	0120-879-108	かんぽ生命	0120-552-950
東京海上日動火災	0120-119-110	クレディ・アグリコル生命	0120-60-1221
	0120-868-100	ジブラルタ生命	0120-65-2269
日新火災海上	0120-25-7474	住友生命	0120-409-554
日本興亜損保	0120-258-110	ソニー生命	0120-158-821
	0120-919-498	ソニーライフ・エイゴン生命	0120-955-900
ニューインディア	0120-384-906	損保ジャパン DIY 生命	0120-833-337
日立キャピタル損保	0120-777-640	損保ジャパンひまわり生命	0120-563-506
現代海上火災	03-5511-6565	第一生命	0120-811-255
富士火災海上	0120-220-557	第一フロンティア生命	0120-876-126
	0120-228-386	大同生命	0120-789-501
三井住友海上	0120-258-189	太陽生命	0120-972-111
	0120-632-277	チューリッヒ・ライフ生命	0120-236-523
	0120-937-836	T&D フィナンシャル生命	
三井ダイレクト損保	0120-312-645		0120-301-396(お客様サービスセンター)
明治安田損保	0120-550-346		0120-302-572(金融機関等窓販専用)
	0120-255-400	東京海上日動あんしん生命	

社団法人日本損害保険協会

損害保険全般に関するお問い合わせ 0120-107-808
(携帯・PHS:03-3255-1306)
地震保険契約会社照会センター 0120-501331

生命保険関連

各生命保険会社

アイエヌジー生命	0120-521-513	東京海上日動フィナンシャル生命	0120-652-104
あいおい生命	0120-568-390(月～金)	日本興亜生命	0120-538-107
		日本生命	0120-201-021
		ネクスティア生命	0120-953-831
		ハートフォード生命	0120-167-810
		ピーシーエー生命	0120-272-811
		富国生命	0120-259-817
		フコクしんらい生命	
			0120-700-651(お客さま専用)

.....0120-546-491(被災されたお客さま専用)
 富士生命.....0120-211-901
 プルデンシャル生命.....0120-810-740
 プルデンシャル・ジブラルタ・ファイナンシャル生命
0120-28-2269
 マスミューチュアル生命.....0120-817-024
 マニュアルライフ生命
0120-063-730(コールセンター)
 ...0120-922-629(被災されたお客さまの専用)
 三井生命.....0120-318-766
 三井住友海上きらめき生命.....0120-324-386
 三井住友海上プライマリー生命(旧三井住友海上メット
 ライフ生命).....0120-81-8107
 みどり生命.....0120-566-322
 明治安田生命.....0120-662-332
 メットライフ アリコ(旧アリコジャパン)....0120-022-203
 メディケア生命.....0120-315-056
 ライフネット生命.....0120-717-991(保険金等ご請求)
0120-205-566(その他)

生命保険協会

生命保険相談所(生命保険に関するご相談全般)
0120-226-026
 (東京 23 区内からは 03-3286-2648)
 災害地域生保契約照会センター.....0120-001-731

クレジットカード関連

クレジットカード会社(全国)

アメリカンエクスプレス.....0120-020-120(個人)
0120-974-990(法人)
0120-333-983(加盟店)
 イオンクレジットサービス(株)0120-125-725
 出光クレジット(株).....0120-508-883
 (株)オリエンコーポレーション.....0120-370-024
 (株)クレディセゾン.....0120-107-242(セゾンカード)
03-6668-7669(UCカード)
 (株)ジェーシービー.....0120-001-876(会員)

.....0120-535-270(加盟店)
 シティカードジャパン(株).....045-523-1420
 (株)ジャックス.....0120-035-522
 住信・パナソニックファイナンシャルサービス(株)
0120-649-333
 セブンカードサービス(株).....0120-511-211
 (株)ソニーファイナンスインターナショナル
0120-935-698
 三井住友カード(株).....0120-498-098
 三菱UFJニコス(株).....0120-007-425
 ユーシーカード(株).....03-6893-8300
 楽天KC(株).....0570-01-5971(会員)
0570-00-6910(加盟店)
 (社)日本クレジット協会 消費者相談室
03-5645-3361

クレジットカード会社(東北地方)

あおぎんクレジットカード(株).....017-773-6511
 あおぎんディーシーカード(株).....017-776-2161
 (株)青森銀行.....0120-003-387
 (協)青森日商連.....017-775-3618
 (株)日専連ホールディングス.....017-776-2000
 (株)いわぎんクレジットサービス.....019-622-2331
 (株)いわぎんディーシーカード.....019-622-1073
 きたぎんユーシー(株).....019-623-2600
 (株)東北ジェーシービーカード.....0120-789-909
 (株)日専連パートナーズ.....019-653-2000
 (株)岩手銀行.....0120-120-086
 ゼビオカード(株).....03-6688-7669(紛失・盗難)
03-6893-8288(デスク)
 (株)大東クレジットサービス.....024-925-3211(UFJ)
024-923-8991(VISA)
 (株)東邦カード.....0120-511-211(JCBデスク)
0120-794-082(JCB紛失・盗難)
 (株)東邦銀行.....024-521-5550(JCB)
024-521-5601(VISA)
 (株)東邦クレジットサービス.....024-524-1700
 (株)福島カードサービス.....024-528-8800

福島信用販売(株).....024-932-6464
 (株)七十七カード.....022-298-1877(JCB)
 ...022-298-2077(VISA・MASTER)
 仙銀カード(株).....022-225-8371
 (株)東北しんきんカード.....022-267-1331
 (株)日専連ライフサービス.....022-267-9222

日本クレジットカード協会

相談窓口.....03-6738-6626

火災・中小企業等共済関連

各連絡先

青森県火災共済協同組合.....017-777-8111(代)
 青森県中小企業共済協同組合.....017-777-8111(代)
 秋田県火災共済協同組合.....018-864-3320(代)
 秋田県商工共済協同組合.....018-864-3320(代)
 茨城県火災共済協同組合.....029-224-0610(代)
 茨城県中小企業共済協同組合.....029-224-0616
 岩手県火災共済協同組合.....019-654-2551(代)
 岩手県中小企業共済協同組合.....019-654-2551(代)
 静岡県火災共済協同組合.....054-254-9161(代)
 静岡県商工共済協同組合.....054-254-9163
 千葉県火災共済協同組合.....043-246-1014
 千葉県中小企業共済協同組合.....043-247-2671
 東京都火災共済協同組合.....03-3542-0271(代)
 東京都中小企業共済協同組合.....03-3542-0271(代)
 長野県火災共済協同組合.....026-228-1174(代)
 長野県中小企業共済協同組合.....026-228-1174(代)
 新潟県火災共済協同組合.....0120-025-744
 新潟県中小企業共済協同組合.....0120-025-744
 福島県火災共済協同組合.....024-526-1027(代)
 福島県中小企業共済協同組合.....024-526-1027(代)
 宮城県火災共済協同組合.....022-263-1265(代)
 宮城県中小企業共済協同組合.....022-263-1265(代)
 山形県火災共済協同組合.....023-647-2380(代)
 山形県中小企業共済協同組合.....023-647-2380(代)

その他共済関連

CO・OP共済

いばらぎコープ生活協同組合.....0120-414-930
 岩手県学校生活協同組合.....0120-528-270
 いわて生活協同組合.....0120-168-160
 生活協同組合あいコープふくしま.....0120-212-107
 生活協同組合あいコープみやぎ.....0120-250-786
 生活協同組合コープながの.....0120-888-705
 生活協同組合コープふくしま.....0120-59-1008
 生活協同組合パルシステム茨城.....0120-700-750
 生活協同組合パルシステム福島.....0120-700-750
 生活クラブ生活協同組合(岩手).....0120-345-712
 生活クラブ生活協同組合(茨城).....0120-345-712
 生活クラブ生活協同組合(長野).....0120-345-712
 常陸生活協同組合.....0120-567-161
 福島県南生活協同組合.....0120-077-105
 みやぎ生活協同組合.....0120-398-521

JA共済

全国.....0120-536-093
 北海道.....011-232-6375
 青森県.....017-729-8680
 秋田県.....018-864-2362
 茨城県.....029-232-2214
 岩手県.....0120-370-442
 宮城県.....0120-14-9031
 山形県.....023-634-8230
 千葉県.....043-245-7426
 東京都.....042-542-0157
 長野県.....026-236-2357
 新潟県.....0120-023-230
 福島県.....024-554-3445

大学生協

学生賠償責任保険に関するお問い合わせ

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用

.....0120-020-650

共済(生命・火災)に関するお問い合わせ

全国大学生協共済生活協同組合連合会共済サポート

.....0120-335-770

扶養者死亡保障保険に関するお問い合わせ

共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用

.....0120-020-650

全労済

住宅災害 被災受付専用ダイヤル.....0120-005-562

法務局一覧

青森県

青森法務局(本局).....017-776-6231

五所川原支局.....0173-34-2330

十和田支局.....0176-23-2424

八戸支局.....(登記部門)0178-24-3346

.....(総務課)0178-24-3351

弘前支局.....0172-26-1150

むつ支局.....0175-23-3202

茨城県

鹿嶋支局.....0299-83-6000

下妻支局.....0296-43-3935

.....0296-43-3937

筑西出張所.....0296-22-3495

つくば出張所.....029-851-8186

.....029-851-8311

土浦支局.....029-821-0783

.....029-821-0792

取手出張所.....0297-83-0057

日立支局.....0294-21-2253

常陸太田支局.....0294-73-0221

.....0294-73-0222

古河出張所.....0280-22-0295

水戸法務局(本局).....029-227-9911

龍ヶ崎支局.....0297-62-0225

.....0297-64-2607

岩手県

一関支局.....0191-23-4149

大船渡出張所.....0192-26-2606

二戸支局.....0195-25-4811

花巻支局.....0198-24-8311

水沢支局.....0197-24-0511

宮古支局.....0193-62-2337

盛岡法務局(本局).....0196-24-9851(登記部門)

.....0196-24-1141(戸籍課)

長野県

飯田支局.....0265-22-0014

飯山支局.....0269-62-2302

伊那支局.....0265-78-3462

上田支局.....0268-23-2001

大町支局.....0261-22-0379

木曾支局.....0264-22-2186

佐久支局.....0267-67-2272

諏訪支局.....0266-52-1043

長野法務局(本局).....026-235-6611

松本支局.....0263-32-2567

福島県

いわき支局.....0246-23-1651

.....0246-23-1729(登記部門)

郡山支局.....024-922-5624(登記部門)

.....024-922-1405

白河支局.....0248-22-1201

.....0248-22-1202

須賀川出張所.....0248-76-3921

田島出張所.....0241-62-0249

相馬支局.....0244-36-3413

富岡出張所.....0240-22-3052

二本松出張所……………0243-22-2617
 福島法務局(本局)……………024-534-1111
 若松支局……………0242-27-1498
 ……………0242-27-1501(登記)

宮城県

石巻支局……………0225-22-6188
 ……………0225-22-6189
 大河原支局……………0224-52-6053
 ……………0224-52-6054
 気仙沼支局……………0226-22-6692
 ……………0226-22-6717
 塩竈支局……………022-362-2338
 ……………022-363-0065
 仙台法務局(本局)……………022-225-5611
 登米支局……………0220-52-2070
 ……………0220-52-2498
 名取出張所……………022-382-3031
 古川支局……………0229-22-0510
 ……………0229-22-1535
 ……………0229-22-0509(登記専用)

企業関連(雇用関係)

労働局

岩手労働局総合相談ダイヤル……………0120-980-783
 福島労働局被災者ホットライン……………0120-536-088
 宮城労働局助成金コーナー……………022-299-8063

厚生労働省

被災者専用フリーダイヤル……………0120-707-118

商工中金

全営業店

平日相談窓口……………0120-079-366
 休日相談窓口……………0120-542-711

日本政策金融金庫

漁業者向け

青森支店農林水産事業……………017-777-4211
 仙台支店農林水産事業……………022-221-2331
 福島支店農林水産事業……………024-521-3328
 水戸支店中小企業事業……………029-231-4246
 水戸支店農林水産事業……………029-232-3623
 盛岡支店農林水産事業……………019-653-5121

総合相談窓口

小規模企業向けの小口資金(国民生活事業)
 ……………0120-154-505
 ……………0120-220-353(土日祝)
 中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)
 ……………0120-154-505
 ……………0120-327-790(土日祝)
 農林漁業や食品産業向けの事業資金(農林水産事業)
 ……………0120-154-505
 ……………0120-926-478(土日祝)

中小企業向け

会津若松支店国民生活事業……………0242-27-3120
 青森支店国民生活事業……………017-723-2331
 青森支店中小企業事業……………017-734-2511
 潮来市商工会……………0299-80-3831
 一関支店国民生活事業……………0191-23-4157
 郡山支店国民生活事業……………024-923-7140
 仙台支店国民生活事業……………022-222-5173
 仙台支店中小企業事業……………022-223-8144
 仙台市産業振興事業団……………022-724-1122
 土浦支店国民生活事業……………029-822-4141
 行方市商工会……………0299-72-0520
 八戸支店国民生活事業……………0178-22-6274
 坂東市商工会……………0297-35-3317
 日立支店国民生活事業……………0294-24-2451
 福島支店国民生活事業……………024-523-2341
 福島支店中小企業事業……………024-522-9241

水戸支店国民生活事業.....029-221-7137
水戸支店中小企業事業.....029-231-4246
盛岡支店国民生活事業.....019-623-4392
盛岡支店中小企業事業.....019-623-6125

宮古.....0193-62-6455
盛岡.....019-621-5115

労働基準監督署一覧

青森県

青森.....017-734-4444
五所川原.....0173-35-2309
弘前.....0172-33-6411
.....0178-46-3311
十和田.....0176-23-2780
むつ.....0175-22-3136

秋田県

秋田.....018-865-3671
大館.....0186-42-4033
大曲.....0187-63-5151
能代.....0185-52-6151
本荘.....0184-22-4124
横手.....0182-32-3111

茨城県

鹿嶋.....0299-83-8461
筑西.....0296-22-4564
土浦.....029-821-5127
常総.....0297-22-0264
日立.....0294-22-5187
古河.....0280-32-3232
龍ヶ崎.....0297-62-3331
水戸.....029-226-2237

岩手県

一関.....0191-23-4125
大船渡.....0192-26-5231
釜石.....0193-23-0651
二戸.....0195-23-4131
花巻.....0198-23-5231

福島県

会津.....0242-26-6494
喜多方.....0241-22-4211
いわき.....0246-23-2255
郡山.....024-922-1370
白河.....0248-24-1391
須賀川.....0248-75-3519
相馬.....0244-36-4175
富岡.....0246-68-6044
福島.....024-536-4610

宮城県

石巻.....0225-22-3365
大河原.....0224-53-2154
瀬峰.....0228-38-3131
仙台.....022-299-9071
古川.....0229-22-2112

ハローワーク(職業安定所)一覧

青森県

青森.....017-776-1561
黒石.....0172-53-8609
五所川原.....0173-34-3171
十和田(出).....0176-23-5361
野辺地.....0175-64-8609
八戸.....0178-22-8609
弘前.....0172-38-8609
三沢.....0176-53-4178
むつ.....0175-22-1331

秋田県

秋田.....018-864-4111(代)
大館.....0186-42-2531~3
大曲.....0187-63-0335~6

男鹿(出).....0185-23-2411~2
角館(出).....0187-54-2434
鹿角.....0186-23-2173
鷹巣(出).....0186-60-1586
能代.....0185-54-7311~3
ハローワークプラザ秋田(準備中).....018-836-7820
本荘.....0184-22-3421~2
湯沢.....0183-73-6117~9
横手.....0182-32-1165~6

茨城県

石岡.....0299-26-8141
笠間(出).....0296-72-0252
下妻(出).....0296-43-3737
高萩.....0293-22-2549
筑西.....0296-22-2188
土浦.....029-822-5124
日立.....0294-21-6441
常総.....0297-22-8609
常陸大宮.....0295-52-3185
常陸鹿嶋.....0299-83-2318
古河.....0280-32-0461
水戸.....029-231-6221
龍ヶ崎.....0297-60-2727

岩手県

一関.....0191-23-4135
大船渡.....0192-27-4165
釜石.....0193-23-8609
北上.....0197-63-3314
久慈.....0194-53-3374
遠野(出).....0198-62-2842
二戸.....0195-23-3341
沼宮内(出).....0195-62-2139
花巻.....0198-23-5118
ハローワークプラザ盛岡.....019-623-4800
水沢.....0197-24-8609
宮古.....0193-63-8609

盛岡.....019-624-8902

福島県

会津若松.....0242-26-3333
磐城(出).....0246-54-6666
喜多方(出).....0241-22-4111
郡山.....024-942-8609
白河.....0248-24-1256
須賀川.....0248-76-8609
相双.....0244-24-3531
相馬(出).....0244-36-0211
平.....0246-23-1421
富岡(出).....0240-22-3121
勿来(出).....0246-63-3171
二本松.....0243-23-0343
ハローワークプラザ郡山.....024-931-1151
福島.....024-534-4121
南会津(出).....0241-62-1101

宮城県

石巻.....0225-95-0158
大河原.....0224-53-1042
気仙沼.....0226-22-6720
仙台.....022-299-8811
塩釜.....022-362-3361
白石(出).....0224-25-3107
大和(出).....022-345-2350
築館.....0228-22-2531
迫.....0220-22-8609
ハローワークプラザ青葉.....022-266-8609
ハローワークプラザ泉.....022-771-1217
古川.....0229-22-2305

厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策需 給調整事業

問い合わせ.....03-3502-5227

日本財団

災害支援センター……………0120-65-6519

受信料(NHK)

日本放送協会(NHK)

受信料に関するナビダイヤル……………0570-077-077

運転免許センター一覧

青森県

青森運転免許センター……………0177-82-0081

秋田県

秋田運転免許センター……………018-863-1111

茨城県

茨城県運転免許センター……………029-293-8811

岩手県

盛岡運転免許センター……………019-683-1251

釜石沿岸運転免許センター……………019-322-6280

県南運転免許センター……………019-744-3511

県北運転免許センター……………0194-52-0613

福島県

郡山警察本部運転免許センター……………024-961-2100

福島警察本部運転免許センター……………024-591-4372

宮城県

石巻運転免許センター……………0225-83-6211

仙南運転免許センター……………0224-53-0111

古川運転免許センター……………0229-22-8011

宮城運転免許センター……………022-373-3601

山形県

山形警察本部運転免許センター……………023-655-2150

運輸局一覧

青森運輸支局……………017-739-1501

青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所
……………0178-20-3161

青森運輸支局 八戸海事事務所……………0178-33-0718

秋田運輸支局……………018-863-5811

石巻海事事務所……………0225-95-1228

※津波被害により、仮事務所を石巻合同庁舎3階に
設置して業務再開します。

お問い合わせ……………090-5180-3733

岩手運輸支局(本庁舎)……………019-638-2154

岩手運輸支局(宮古庁・海事関係のみ)……………0193-62-3500

※現在、業務再開にむけて準備中です。

気仙沼海事事務所……………0226-22-6906

※津波被害により、現在事務所を気仙沼魚市場(屋上
西倉庫内)に設置して業務再開しました。

……………(船員関係)090-5180-3732

……………(船舶検査登録関係)090-6255-4505

東北運輸局(本局)……………022-299-8851

福島運輸支局(本庁舎)……………024-546-0345

福島運輸支局(小名浜庁舎・海事関係のみ)
……………0246-54-2311

※現在、業務再開にむけて準備中です。

福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所

……………0246-27-6151

宮城運輸支局……………022-235-2517

税務署一覧

青森県

青森税務署……………017-776-4241

黒石税務署……………0172-52-4111

五所川原税務署……………0173-34-3136

十和田税務署……………0176-23-3151

八戸税務署.....0178-43-0141
弘前税務署.....0172-32-0331
むつ税務署.....0175-22-3294

茨城県

潮来税務署.....0299-66-6931
太田税務署.....0294-72-2171
古河税務署.....0280-32-4161
下館税務署.....0296-24-2121
土浦税務署.....029-822-1100
日立税務署.....0294-21-6346
水戸税務署.....029-231-4211
竜ヶ崎税務署.....0297-66-1303

岩手県

一関税務署.....0191-23-4205
大船渡税務署.....0192-26-3481
釜石税務署.....0193-25-2081
久慈税務署.....0194-53-4161
二戸税務署.....0195-23-2701
花巻税務署.....0198-23-3341
水沢税務署.....0197-24-5111
宮古税務署.....0193-62-1921
盛岡税務署.....019-622-6141

福島県

会津若松税務署.....0242-27-4311
いわき税務署.....0246-23-2141
喜多方税務署.....0241-24-5050
郡山税務署.....024-932-2041
白河税務署.....0248-22-7111
須賀川税務署.....0248-75-2194
相馬税務署.....0244-36-3111
田島税務署.....0241-62-1230
二本松税務署.....0243-22-1192
福島税務署.....024-534-3121

宮城県

石巻税務署.....0225-22-4151
大河原税務署.....0224-52-2202
気仙沼税務署.....0226-22-6780
佐沼税務署.....0220-22-2501
塩釜税務署.....022-362-2151
仙台北税務署.....022-222-8121
仙台中税務署.....022-783-7831
仙台南税務署.....022-306-8001
築館税務署.....0228-22-2261
古川税務署.....0229-22-1711

全国避難者情報システム

総務省自治行政局住民制度課.....03-5253-5517

住宅金融支援機構

各相談窓口出張所に関する問い合わせ

住宅金融支援機構東北支店
...022-227-5012(宮城・福島・岩手各出張所総合窓口)

住宅金融支援機構お客様コールセンター(災害専用)

.....048-615-0420
.....0120-086-353

障害者の方関連

日本障害フォーラム(JDF)

東北関東大震災日債障害者総合支援本部 みやぎ支援
センター.....022-306-4663
.....080-4373-6077
.....080-4373-6078
被災地障害支援センター福島.....080-6007-8531

介護・地域包括センター一覧

青森県

青森市おおの地域包括支援センター……017-711-7475
青森市地域包括支援センターおきだて…017-761-4580
青森市地域包括支援センター寿永……017-739-6711
青森市地域包括支援センターすずかけ…017-761-7111
青森市地域包括支援センター浪岡……0172-69-1117
青森市地域包括支援センターのぎわ…017-763-2255
青森市地域包括支援センターみちのく…017-765-0892
青森市中央地域包括支援センター……017-723-8111
青森市東部地域包括支援センター……017-726-5288
青森市東青森地域包括支援センター……017-765-3351
青森市南地域包括支援センター……017-728-3451
鱒ヶ沢町地域包括支援センター……0173-82-1600
三戸町地域包括支援センター……0179-20-1153
七戸町地域包括支援センター……0176-68-3500
外ヶ浜町地域包括支援センター……0174-31-1241
つがる市地域包括支援センター……0173-42-2111
鶴田町地域包括支援センター……0173-22-3394
東北町地域包括支援センター……0176-56-3111
十和田市地域包括支援センター……0176-23-5111
中泊町地域包括支援センター……0173-57-3601
野辺地町地域包括支援センター……0175-64-2111
階上町地域包括支援センター……0178-88-2115
八戸市地域包括支援センター……0178-43-2111
東通村地域包括支援センター……0175-28-5700
平内町地域包括支援センター……017-755-2114
深浦町地域包括支援センター……0173-76-2042
三沢市地域包括支援センター……0176-51-8773
むつ市地域包括支援センター……0175-22-1111
横浜町地域包括支援センター……0175-78-2111
蓬田村地域包括支援センター……0174-27-3445
六ヶ所村地域包括支援センター……0175-72-2111

茨城県

阿見町地域包括支援センター……029-887-8124
石岡市地域包括支援センター……0299-35-1127
潮来市地域包括支援センター……0299-63-1288
稲敷市地域包括支援センター……029-892-5711

茨城町地域包括支援センター……029-292-8577
牛久市地域包括支援センター……029-871-1295
大洗町地域包括支援センター……029-267-4100
小美玉市地域包括支援センター……0299-48-1111
小美玉市地域包括支援センター美野里…0299-35-7172
笠間市友部地域包括支援センター……0296-77-1101
笠間市笠間地域包括支援センター……0296-72-1111
笠間市岩間地域包括支援センター……0299-37-6611
かすみがうら市地域包括支援センター…0299-59-2111
神栖市地域包括支援センター……0299-91-1701
河内町地域包括支援センター……0297-60-4071
北茨城市地域包括支援センター……0293-43-1111
古河市中央地域包括支援センター……0280-92-5920
五霞町地域包括支援センター……0280-84-0006
境町地域包括支援センター……0280-87-7111
桜川市地域包括支援センター……0296-75-3111
下妻市地域包括支援センター……0296-43-2111
常総市地域包括支援センター……0297-23-2930
城里町地域包括支援センター……029-288-3111
大子町地域包括支援センター……0295-72-1175
高萩市地域包括支援センター……0293-22-0080
地域包括支援センター鮎川さくら館…0294-36-7300
地域包括支援センターサントピア鹿島…0299-85-1522
地域包括支援センター青燈会…029-295-5288
地域包括支援センターたかおざき…0299-82-9351
地域包括支援センターナザレ園…029-296-3405
地域包括支援センター福祉の森聖孝園…0294-39-1166
地域包括支援センターゆたか園…029-295-1287
筑西市地域包括支援センター……0296-24-2111
つくば市地域包括支援センター……029-857-9009
つくば市地域包括支援センター(社会福祉協議会)
……029-857-5634
つくばみらい市地域包括支援センター…0297-57-0123
土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら
……029-824-0332
土浦市地域包括支援センター……029-826-1146
東海村地域包括支援センター……029-287-2516
利根町地域包括支援センター……0297-68-8941

取手市地域包括支援センター……………0297-71-2727
 行方市地域包括支援センター……………0299-55-0111
 はさき地域包括支援センター……………0479-44-1170
 坂東市地域包括支援センター……………0280-82-1284
 坂東市南部地域包括支援センター…0297-38-1111
 常陸太田市地域包括支援センター……………0294-72-8881
 常陸大宮市南部地域包括支援センター…0295-53-6810
 常陸大宮市北部地域包括支援センター…0295-57-3326
 日立市地域包括支援センター……………0294-22-3111
 ひたちなか市地域包括支援センター……………029-273-0111
 ひたちなか市南部地域包括支援センター
 ………………029-354-5221
 ひたちなか市西部地域包括支援センター
 ………………029-276-0655
 鉾田市地域包括支援センター……………0291-34-0011
 水戸市地域支援センター……………029-224-1111
 美浦村地域包括支援センター……………029-885-0340
 守谷市地域包括支援センター……………0297-45-1111
 八千代町地域包括支援センター……………0296-30-2400
 結城市地域包括支援センター……………0296-34-0324
 龍ヶ崎市地域包括支援センター……………0297-62-8686

岩手県

青山和敬荘地域包括支援センター……………019-648-8622
 石鳥谷地域包括支援センター……………0198-45-4666
 一関西部地域包括支援センター……………0191-31-8618
 一関東部地域包括支援センター……………0191-51-3040
 一戸町地域包括支援センター……………0195-32-3700
 イーハートブ地域包括支援センター……………019-635-5777
 岩泉町地域包括支援センター……………0194-22-2111
 岩手町地域包括支援センター……………0195-62-2111
 奥州市胆沢地域包括支援センター……………0197-46-2977
 奥州市江刺地域包括支援センター……………0197-35-2111
 奥州市衣川地域包括支援センター……………0197-52-3800
 奥州市前沢地域包括支援センター……………0197-41-3501
 奥州市水沢地域包括支援センター……………0197-51-5465
 大迫地域包括支援センター……………0198-48-4186
 大槌町地域包括支援センター……………0193-42-8749

大船渡市地域包括支援センター……………0192-26-2943
 金ヶ崎町地域包括支援センター……………0197-44-4560
 釜石市地域包括支援センター……………0193-22-2620
 軽米町地域包括支援センター……………0195-46-4111
 北上市地域包括支援センター……………0197-64-2111
 九戸村地域包括支援センター……………0195-42-2111
 久慈市地域包括支援センター……………0194-61-1557
 葛巻町地域包括支援センター……………0195-66-2111
 高齢者総合相談センターさくらまち……………0191-48-3180
 高齢者総合相談センターしぶたみ……………0191-71-0053
 五月園地域包括支援センター……………019-613-6161
 雫石町地域包括支援センター……………019-691-1105
 紫波町地域包括支援センター……………019-671-1101
 普代村地域包括支援センター……………0194-35-3795
 住田町地域包括支援センター……………0192-46-2424
 滝沢村地域包括支援センター……………019-684-2111
 田野畑村地域包括支援センター……………0194-33-3102
 玉山地域包括支援センター……………019-682-0088
 地域包括支援センター川久保……………019-635-1682
 東和地域包括支援センター……………0198-44-2805
 遠野市地域包括支援センター……………0198-62-5111
 西和賀町地域包括支援センター……………0197-85-3137
 二戸市地域包括支援センター……………0195-23-0810
 野田村地域包括支援センター……………0194-78-3310
 花巻西地域包括支援センター……………0198-25-2504
 花巻中央地域包括支援センター……………0198-24-7246
 洋野町地域包括支援センター……………0194-69-1966
 宮古市地域包括支援センター……………0193-62-2111
 盛岡駅西口地域包括支援センター……………019-606-3361
 八幡平市地域包括支援センター……………0195-76-2111
 矢巾町地域包括支援センター……………019-611-2855
 山岸和敬荘地域包括支援センター……………019-662-8000
 山田町山田町地域包括支援センター……………0193-82-3136
 陸前高田市地域包括支援センター……………0192-54-2111

福島県

会津坂下町地域包括支援センター……………0242-84-2700
 会津美里町地域包括支援センター……………0242-56-2256

会津若松市河東地域包括支援センター	0242-75-4815	北塩原村地域包括支援センター	0241-28-3733
会津若松市北会津地域包括支援センター	0242-56-5005	国見町地域包括支援センター	024-585-2702
会津若松市若松第1地域包括支援センター	0242-36-6770	桑折町地域包括支援センター	024-582-1188
会津若松市若松第2地域包括支援センター	0242-27-0211	郡山西部地域包括支援センター	024-923-6221
会津若松市若松第3地域包括支援センター	0242-38-3090	郡山中央地域包括支援センター	024-925-5858
会津若松市若松第4地域包括支援センター	0242-37-7711	郡山東部・中田地域包括支援センター	024-956-8200
会津若松市若松第5地域包括支援センター	0242-39-2779	郡山北部地域包括支援センター	024-931-3032
浅川町地域包括支援センター	0247-36-4723	郡山南部地域包括支援センター	024-991-5811
熱海地域包括支援センター	024-984-6868	湖南地区地域包括支援センター	024-992-0291
熱塩加納サブセンター	0241-36-2336	鮫川村地域包括支援センター	0247-29-1233
安積地域包括支援センター	024-946-9088	塩川サブセンター	0241-28-1253
飯館村地域包括支援センター	0244-42-1113	四倉・久之浜大久地域包括支援センター	0246-32-2115
石川町地域包括支援センター	0247-26-4606	下郷町地域包括支援センター	0241-69-1199
泉崎村地域包括支援センター	0248-54-1777	常磐・遠野地域包括支援センター	0246-43-2151
猪苗代町地域包括支援センター	0242-72-1530	昭和村地域包括支援センター	0241-57-2648
内郷・好間・三和地域包括支援センター	0246-27-8660	白河市地域包括支援センター	0248-21-0332
大熊町地域包括支援センター	0240-32-3113	新地町地域包括支援センター	0244-62-5580
大玉村地域包括支援センター	0243-48-3131	須賀川西部地域包括支援センター	0248-75-3222
大槻・逢瀬地域包括支援センター	024-962-3945	須賀川中央地域包括支援センター	0248-88-8215
小川・川前地域包括支援センター	0246-83-1411	須賀川東部地域包括支援センター	0248-79-1551
小高地域包括支援センター	0244-44-5977	須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター	0248-67-3113
小名浜地域包括支援センター	0246-53-4760	相馬市地域包括支援センター	0244-36-2227
小野町地域包括支援センター	0247-72-2128	大成・大槻東地域包括支援センター	024-962-7013
鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」	0248-92-3212	平地地域包括支援センター	0246-22-1174
鹿島地域包括支援センター	024446-5354	高郷サブセンター	0244-44-7111
片平・喜久田地域包括支援センター	024-962-0354	立子山・飯野地域包括支援センター	024-562-4110
葛尾村地域包括支援センター	0240-29-2112	伊達市伊達地域包括支援センター	024-551-2144
金山町地域包括支援センター	0241-55-3409	伊達市保原地域包括支援センター	024-574-4774
川内村地域包括支援センター	0240-38-2941	伊達市梁川地域包括支援センター	024-577-6111
川俣町地域包括支援センター	024-538-2600	伊達市霊山・月館地域包括支援センター	024-586-1323
喜多方市地域包括支援センター	0241-21-8856	只見町地域包括支援センター	0241-84-7005
		棚倉町地域包括支援センター	0247-33-7811
		玉川村地域包括支援センター	0247-57-4620
		田村市地域包括支援センター	0247-81-1307
		田村地域包括支援センター	024-955-4013

天栄村地域包括支援センター……………0248-82-3833
 富岡町地域包括支援センター……………0240-21-0210
 富田地域包括支援センター……………024-935-0522
 中島村地域包括支援センター……………0248-52-3400
 勿来・田人地域包括支援センター……………0246-63-2140
 浪江町地域包括支援センター……………0240-34-4664
 榎葉町地域包括支援センター……………0240-25-4155
 にしあいづ地域包括支援センター……………0241-45-3327
 西郷村地域包括支援センター……………0248-25-5121
 二本松市地域包括支援センター……………0243-23-3600
 二本松市地域包括支援センター岩代分室
 (サブセンター)……………0243-55-3455
 芳賀・小原地域包括支援センター……………024-941-1121
 塙町地域包括支援センター……………0247-43-2224
 原町東地域包括支援センター……………0244-24-3390
 磐梯町地域包括支援センター……………0242-73-3530
 檜枝岐村地域包括支援センター……………0241-75-2382
 平田村地域包括支援センター……………0247-55-3125
 広野町地域包括支援センター……………0240-27-4681
 日和田・西田地域包括支援センター……………024-958-6878
 福島市吾妻西地域包括支援センター……………024-591-3708
 福島市吾妻東地域包括支援センター……………024-555-3505
 福島市飯坂北地域包括支援センター……………024-542-6633
 福島市飯坂東地域包括支援センター……………024-542-8411
 福島市飯坂南地域包括支援センター……………024-542-8779
 福島市清水東地域包括支援センター……………024-558-7300
 福島市清水西地域包括支援センター……………024-591-4876
 福島市信陵地域包括支援センター……………024-557-7773
 福島市西部地域包括支援センター……………024-594-5800
 福島市清明・吉井地域包括支援センター
 ………………024-546-6222
 福島市第三・東部地域包括支援センター
 ………………024-525-7888
 福島市中央地域包括支援センター……………024-533-8891
 福島市信夫地域包括支援センター……………024-593-0151
 福島市北信東地域包括支援センター……………024-553-1555
 福島市北信西地域包括支援センター……………024-552-5544
 福島市松川地域包括支援センター……………024-567-5840

福島市南地域包括支援センター……………024-547-2345
 福島市渡利地域包括支援センター……………024-515-3135
 双葉町地域包括支援センター……………0240-23-0333
 富久山地域包括支援センター……………024-934-5340
 古殿町地域包括支援センター……………0247-53-4394
 南相馬市地域包括支援センター……………0244-25-3329
 三島町地域包括支援センター……………0241-48-5044
 南会津町地域包括支援センター……………0241-62-6161
 三春町地域包括支援センター……………0247-62-8586
 三穂田地域包括支援センター……………024-946-1527
 本宮市地域包括支援センター……………0243-33-1111
 柳津町地域包括支援センター……………0241-42-2550
 矢吹町地域包括支援センター……………0248-44-5233
 矢祭町地域包括支援センター……………0247-46-3770
 山都サブセンター……………0241-38-3139
 湯川村地域包括支援センター……………0241-28-1585

宮城県

青葉区あやし地域包括支援センター……………022-392-2230
 青葉区上杉地域包括支援センター……………022-221-5569
 青葉区大倉地域包括支援センター……………022-391-2161
 青葉区花京院地域包括支援センター……………022-716-5390
 青葉区木町通地域包括支援センター……………022-728-7830
 青葉区国見地域包括支援センター……………022-727-8923
 青葉区国見ヶ丘地域包括支援センター……………022-303-3805
 青葉区五橋地域包括支援センター……………022-716-5460
 青葉区小松島地域包括支援センター……………022-233-6954
 青葉区桜ヶ丘地域包括支援センター……………022-303-5870
 青葉区台原地域包括支援センター……………022-727-5360
 青葉区葉山地域包括支援センター……………022-273-4910
 青葉区双葉ヶ丘地域包括支援センター……………022-275-3881
 青葉区南吉成地域包括支援センター……………022-719-5733
 石巻市稲井地域包括支援センター……………0225-93-8166
 石巻市雄勝地域包括支援センター……………0225-61-3732
 石巻市河南地域包括支援センター……………0225-86-5501
 石巻市中央地域包括支援センター……………0225-21-5171
 石巻市蛇田地域包括支援センター……………0225-92-7355
 石巻市湊地域包括支援センター……………0225-90-3146

石巻市ものう地域包括支援センター……0225-76-5581	七ヶ浜町地域包括支援センター……022-357-7447
石巻市山下地域包括支援センター……0225-96-2010	七ヶ宿町地域包括支援センター……0224-37-2331
石巻市渡波地域包括支援センター……0225-25-3771	柴田町地域包括支援センター……0224-86-3340
泉区向陽台地域包括支援センター……022-343-1512	白石市地域包括支援センター……0224-22-1361
泉区将監地域包括支援センター……022-772-5501	角田市地域包括支援センター……0224-61-1288
泉区寺岡地域包括支援センター……022-378-8886	太白区愛宕橋地域包括支援センター……022-215-8822
泉区泉中央地域包括支援センター……022-372-8079	太白区郡山地域包括支援センター……022-748-0455
泉区虹の丘地域包括支援センター……022-373-9333	太白区秋保地域包括支援センター……022-399-2205
泉区根白石地域包括支援センター……022-376-8310	太白区富沢地域包括支援センター……022-748-0503
泉区松森地域包括支援センター……022-772-6220	太白区長町地域包括支援センター……022-304-2154
泉区南光台地域包括支援センター……022-728-8500	太白区西多賀地域包括支援センター……022-307-3383
泉区八乙女地域包括支援センター……022-773-3611	太白区西中田地域包括支援センター……022-741-5290
岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター ……0223-25-6834	太白区東中田地域包括支援センター……022-242-6351
岩沼西地域包括支援センター……0223-36-7266	太白区茂庭地域包括支援センター……022-281-4115
大衡村地域包括支援センター……022-345-6060	太白区八木山地域包括支援センター……022-229-0811
大崎市志田地域包括支援センター……0229-53-1271	太白区山田地域包括支援センター……022-307-4440
大崎市田尻地域包括支援センター……0229-39-3601	大和町地域包括支援センター……022-345-7241
大崎市玉造地域包括支援センター……0229-72-4888	多賀城市中央地域包括支援センター……022-368-6350
大崎市古川地域包括支援センター……0229-87-3113	多賀城市東部地域包括支援センター……022-363-4055
大郷町地域包括支援センター……022-359-4826	多賀城市西部地域包括支援センター……022-209-3950
女川町地域包括支援センター……0225-53-2272	富谷町保健福祉総合支援センター……022-348-1138
加美町地域包括支援センター……0229-63-3600	登米市津山・豊里地域包括支援センター……0225-68-3780
大河原町地域包括支援センター……0224-51-3480	登米市東和・登米地域包括支援センター……0220-53-4811
川崎町地域包括支援センター……0224-84-6021	登米市迫地域包括支援センター……0220-22-1152
栗原市一迫・花山地域包括支援センター……0228-52-2110	登米市中田・石越地域包括支援センター……0220-34-7611
栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター……0228-45-2471	登米市米山・南方地域包括支援センター……0220-29-5821
栗原市築館・志波姫地域包括支援センター ……0228-24-8080	名取西地域包括支援センター……022-386-7225
栗原市瀬峰・高清水地域包括支援センター ……0228-59-3861	名取東地域包括支援センター……022-385-3530
栗原市若柳・金成地域包括支援センター……0228-42-3233	名取南地域包括支援センター……022-399-7570
気仙沼市地域包括支援センター……0226-21-1212	東松島市地域包括支援センター……0225-83-1966
蔵王町地域包括支援センター……0224-33-2003	松島町地域包括支援センター……022-354-6525
塩竈市地域包括支援センター……022-366-1204	マリンホーム地域包括支援センター……0223-25-6656
塩竈市北部地区地域包括支援センター……022-361-3822	丸森町地域包括支援センター……0224-72-3023
塩竈市西部地区地域包括支援センター……022-367-0414	美里町地域包括支援センター……0229-32-2941
色麻町地域包括支援センター……0229-66-1071	南三陸町地域包括支援センター……0226-46-5266
	南東北地域包括支援センター……0223-23-7543
	宮城野区榴岡地域包括支援センター……022-297-5906
	宮城野区岩切地域包括支援センター……022-255-2524

宮城野区高砂地域包括支援センター……022-388-7828
 宮城野区燕沢地域包括支援センター……022-388-3690
 宮城野区東仙台地域包括支援センター……022-782-3511
 宮城野区福田町地域包括支援センター……022-388-6101
 村田町地域包括支援センター……0224-83-6413
 地域包括センター本吉分室……0226-42-2975
 山元町地域包括支援センター……0223-37-3901
 利府町地域包括支援センター……022-356-1334
 若林区荒浜地域包括支援センター……022-288-7581
 若林区河原町地域包括支援センター……022-262-1180
 若林区遠見塚地域包括支援センター……022-781-3877
 若林区六郷地域包括支援センター……022-289-2111
 涌谷町地域包括支援センター……0229-43-5111
 亘理町地域包括支援センター……0223-34-1331

あしなが育英会

相談窓口……0120-77-8565

東京電力

福島原子力保障相談室

相談窓口……0120-926-404

※ただし、平成23年4月28日から開始予定

日本財団災害支援センター

相談窓口……0120-65-6519

日本年金機構

被災された方のお問い合わせ

被災者専用フリーダイヤル……0120-707-118

050 番号の IP 電話から……03-6700-1131

年金事務所一覧

青森県

青森年金事務所……017-734-7495

八戸年金事務所……0178-44-1742

弘前年金事務所……0172-27-1339

むつ年金事務所……0175-22-4947

茨城県

下館年金事務所……0296-25-0834

土浦年金事務所……029-824-7169

日立年金事務所……0294-24-2193

街角の年金相談センター土浦……029-825-2300

※電話相談不可・窓口相談のみ

街角の年金相談センター水戸……029-231-6541

水戸北年金事務所……029-231-2283

水戸南年金事務所……029-227-3278

岩手県

一関年金事務所……0191-23-4246

二戸年金事務所……0195-23-4111

花巻年金事務所……0198-23-3351

宮古年金事務所……0193-62-1963

盛岡年金事務所……019-623-6211

福島県

会津若松年金事務所……0242-27-5321

郡山年金事務所……024-932-3434

白河年金事務所……0248-27-4161

相馬年金事務所……0244-36-5172

平金年金事務所……0246-23-5611

東北福島年金事務所……024-535-0141

街角の年金相談センター福島……024-531-3838

※電話相談不可・窓口相談のみ

宮城県

石巻年金事務所……0225-22-5115

大河原年金事務所……0224-51-3112

仙台北年金事務所……022-224-0892

仙台東年金事務所……022-257-6112

仙台南年金事務所……………022-246-5117

古川年金事務所……………0229-23-1200

街角の年金相談センター仙台……………022-262-5527

※電話相談不可・窓口相談のみ

金融機関一覧(銀行)

あおぞら銀行

平日相談窓口…0120-250-399(あおぞらホームコール)

休日相談窓口……………0120-198-231(仙台支店)

青森銀行

平日相談窓口……………0178-43-0111(八戸支店)

休日相談窓口……………0120-608-743(ローンプラザ八戸)

秋田銀行

平日相談窓口……………0120-303-242(借入)(審査部)

0120-001-260(借入以外)(営業支援部)

足利銀行

相談窓口……………0120-21-6556(あしぎんフリーダイヤル)

イオン銀行

相談窓口……………0120-13-1089

岩手銀行

平日相談窓口……………0120-064-626(営業店窓口、ATM)

……………0120-788-506(通帳、キャッシュカード①)

……………0120-131-344※(通帳、キャッシュカード②)

(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください。

……………0120-251-789(借入)

休日相談窓口

……………0120-131-344※(通帳、キャッシュカード)

(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください

北日本銀行

相談窓口……………0120-836-236(預金)

……………0120-601-235(借入(個人))

……………0120-333-061(借入(事業者))

きらやか銀行

平日相談窓口

……………0120-379-305(「東日本大震災」相談受付)

……………0120-389-166(「東日本大震災」相談受付)

休日相談窓口……………022-371-8075(仙台支店泉出張所)

休日相談窓口

……………0120-604-930(山形ローンステーション)

七十七銀行

相談窓口……………0120-78-1177

じぶん銀行

お客さまセンター……………0120-926-111

……………03-6311-8003

じぶんローン支店(カードローン)……………0120-926-222

ジャパンネット銀行

相談窓口……………0120-369-074

(携帯電話・PHSからは03-6739-5000)

荘内銀行

相談窓口……………0120-103-239(コンタクトセンター)

常陽銀行

平日相談窓口……………0120-001-769(災害ご相談専用)

休日相談窓口……………0120-310-863(災害ご相談専用)

新生銀行

新生パワーコール……………0120-456-007

個人融資専用……………0120-456-515

法人融資専用……………0120-067-607

住信SBIネット銀行

一般のお問合せ……………0120-103-371(通話料無料)
 ……………03-5363-7382(通話料有料)
 住宅ローン専用……………0120-552-758(通話料無料)
 ……………03-5363-7383(通話料有料)

住友信託銀行

相談窓口……………0120-897-117

セブン銀行

相談窓口……………0088-21-1189
 セブン銀行の口座・ATMに関するお問合せ
 ……………0120-77-1179

仙台銀行

相談窓口……0120-251-339(営業店窓口、ATM、預金)
 ……0120-300-039(借入(個人)、住宅ローン)
 ……………0120-863-787(借入(事業者))
 ……………0120-538-070(紛失・盗難)

ソニー銀行

相談窓口……………0120-365-723
 ※住宅ローン・無担保ローンについては、音声ガイ
 ダンスが流れましたら「99#」を押してください。

大東銀行

平日相談窓口……………024-925-1111(総合相談窓口)
 ……………0120-12-6554(借入)
 休日相談窓口……………0120-12-6554(総合相談窓口)

千葉銀行

平日相談窓口……0120-86-7889(震災被災者相談窓口)
 休日相談窓口……043-227-5211(震災被災者相談窓口)

中央三井信託銀行

相談窓口……………0120-56-2031

筑波銀行

相談窓口……………0120-615-668(災害相談ダイヤル)

東京スター銀行

平日相談窓口……0120-82-0804(個人)(震災関連専用)
 ……0120-81-3626(法人)(震災関連専用)
 休日相談窓口……………0120-81-8689

東邦銀行

相談窓口……0120-104-157(休業店舗の預金、振込等)
 ……………0120-608-104(借入(個人))
 ……………0120-104-717(借入(事業者))
 ……………0120-104-310(紛失・盗難)

東北銀行

相談窓口……………0120-164-416(お客様相談室)

栃木銀行

平日相談窓口……0120-29-6043(震災緊急相談窓口)

東日本銀行

平日相談窓口……………0120-60-0185

福島銀行

相談窓口……………024-525-2663(ATM、紛失・盗難)
 ……………0120-294-091(預金・振込)
 ……………0120-762-940(借入)

北都銀行

相談窓口……………0120-18-4226(営業店サポート部)

北洋銀行

相談窓口……………0120-608-552(個人融資相談)
 ……0120-617-780(住宅ローン)(返済相談)

北海道銀行

平日相談窓口……………0120-910-444(お客様相談室)

みずほ銀行

相談窓口.....0120-3242-86(33#)

みずほコーポレート銀行

仙台営業部 臨時電話相談窓口.....022-713-3322

みずほ信託銀行

相談窓口.....0120-081-506

仙台支店.....0120-666-171

みちのく銀行

相談窓口

.....0120-86-3709(テレフォンバンキングセンター)

三井住友銀行

相談窓口.....0120-11-5866

三菱東京UFJ銀行

震災に関する専用フリーダイヤル.....0120-818-130

住宅ローン・無担保保証貸ローン.....0120-013-485

無担保カードローン.....0120-775-043

三菱UFJ信託銀行

インフォメーションデスク.....0120-349-250

仙台支店.....022-262-8111

山形銀行

平日相談窓口.....0120-170-585

ゆうちょ銀行

相談窓口.....0120-108420

楽天銀行

楽天銀行スーパーローン.....0120-638-411

楽天銀行住宅ローン.....0120-456-225

VISA デビットカード.....0120-83-6910

(携帯電話・PHSからは03-6832-2253)

その他のお問い合わせ.....0120-77-6910

(携帯電話・PHSからは03-6832-2255)

りそな銀行

被災地での営業状況のお問い合わせ...0120-24-3989

仙台支店への来店予約受付.....022-262-1161

震災に関する預金等関連フリーダイヤル

.....0120-68-8865

震災に関するローン関連専用フリーダイヤル

.....0120-61-3989

確定拠出年金に関するお問い合わせ...0120-401-987

上記以外の年金に関するお問い合わせ・0120-528-266

金融機関一覧(銀行除く)

会津商工信用組合

平日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]

休日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]

会津信用金庫

平日相談窓口.....0242-22-7556

休日相談窓口.....0242-23-1388[亀賀支店]

青い森信用金庫

平日相談窓..... 0178-44-2123

平日夜間窓口.....0178-44-3301(融資のみ)

休日相談窓口.....0178-44-3301(融資のみ)

青森県信用組合

平日相談窓口.....017-739-7117(融資)

.....017-739-7115(預金)

秋田信用金庫

平日相談窓口.....018-866-6171

秋田県信用組合

平日相談窓口.....0120-564-783

あずか信用組合

平日相談窓口.....0120-575-852

携帯電話からは 03-3208-5160

.....022-225-4416[宮城支店]

あぶくま信用金庫

平日相談窓口.....0244-23-5132
.....0244-26-0237(融資のみ)
休日相談窓口・0120-635-313[あぶくましんきんプラザ]
.....0244-36-5151[相馬支店]

烏山信用金庫

平日相談窓口.....0295-58-2011

北上信用金庫

平日相談窓口.....0197-63-2307

石巻信用金庫

平日相談窓口.....0225-95-6498

北郡信用組合

平日相談窓口.....0237-55-7333

石巻商工信用組合

平日相談窓口.....0225-95-3333

気仙沼信用金庫

平日相談窓口.....0120-333-670

一関信用金庫

平日相談窓口.....0191-23-6111
休日相談窓口.....0191-33-1616[一関インター支店]

郡山信用金庫

平日相談窓口.....024-932-2227(預金)
.....024-932-2225(融資)
.....024-932-2222(上記以外)

茨城県信用組合

平日相談窓口.....029-231-2218
休日相談窓口.....0120-611-244

五城信用組合

平日相談窓口.....0224-52-1239

いわき信用組合

平日相談窓口.....0246-92-4111
休日相談窓口.....0246-54-6711[本店営業部]
.....0246-23-0101[本庁前支店]
.....0246-28-3400[郷ヶ丘支店]

佐原信用金庫

平日相談窓口 0478-54-2144

白河信用金庫

平日相談窓口.....0248-23-4511
休日相談窓口.....0248-22-7100[新白河支店]
.....0248-44-2711[矢吹東支店]
.....0247-33-3171[棚倉支店]

岩手県医師信用組合

平日相談窓口.....019-651-0211

羽後信用金庫

平日相談窓口.....0184-23-3000

新庄信用金庫

平日相談窓口.....0233-22-4222

ウリ信用組合

平日相談窓口.....019-623-7321[岩手支店]
.....018-833-4131[秋田支店]
.....024-932-5350[福島支店]
.....017-776-4311[青森支店]

須賀川信用金庫

平日相談窓口.....0248-75-3171
休日相談窓口.....0248-76-5911[上町支店]

仙北信用組合

平日相談窓口.....0120-74-7779

仙南信用金庫

平日相談窓口.....0224-24-3077

相双信用組合

平日相談窓口.....0244-36-5561

中央商銀信用組合

平日相談窓口.....0120-86-1493[コールセンター]

中央労働金庫

平日相談窓口.....0120-86-6956

銚子信用金庫

平日相談窓口.....0479-25-2100

鶴岡信用金庫

平日相談窓口.....0235-22-2360

休日相談窓口.....0235-23-6644[錦町支店]
.....0234-23-2311[酒田支店]**東奥信用金庫**相談窓口.....0172-33-8406(融資)
.....0172-33-8404(預金)**東北労働金庫**

平日相談窓口.....0120-1919-62

休日相談窓口.....022-723-1111

杜陵信用組合

平日相談窓口.....019-651-5550

二本松信用金庫

平日相談窓口.....0243-23-3660

ハナ信用組合

平日相談窓口.....029-231-6281[水戸支店]

花巻信用金庫

平日相談窓口.....0198-23-5311

休日相談窓口.....0120-39-6032
・0198-22-0707[はなしんローンプラザ]**ひまわり信用金庫**

平日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]

休日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]

福島県商工信用組合

平日相談窓口.....024-991-1000

福島信用金庫

平日相談窓口.....0120-201-219[総合相談センター]

休日相談窓口.....024-557-5682[北支店]
.....024-545-1751[南支店]**古川信用組合**

平日相談窓口.....0229-22-1845

水沢信用金庫

平日相談窓口.....0197-23-5191

水戸信用金庫平日相談窓口.....029-222-3308(融資)
.....0120-310-861(預金)休日相談窓口.....029-251-1515[赤塚支店]
.....0297-64-7601[龍ヶ岡支店]
.....029-859-8311[研究学園支店]**宮城第一信用金庫**

平日相談窓口.....022-722-3842[相談センター]

宮古信用金庫

平日相談窓口.....0193-62-5634[駅前支店]

盛岡信用金庫

平日相談窓口.....0120-160-656[ローンプラザもりしん]

休日相談窓口・・・0120-160-656[ローンプラザもりしん]

杜の都信用金庫

平日相談窓口・・・0120-116-401[ファイナンスセンター]

休日相談窓口・・・0120-116-401[ファイナンスセンター]

山形県医師信用組合

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・023-666-5700

山形信用金庫

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・023-632-2161

・・・・・・・・・・・・・・0296-32-2110

山形第一信用組合

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・0238-52-1410

山形中央信用組合

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・0238-84-2187

結城信用金庫

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・0296-32-2110

米沢信用金庫

平日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・0238-22-3433

休日相談窓口・・・・・・・・・・・・・・0238-23-3172[北部支店併設]

※金融庁※

監督局総務課監督企画・・・・・・・・・・03-3506-6000(代表)

(内線 3738、2682)

企業関連(経営等)

沖縄振興開発公庫・・・・・・・・・・・・・・098-941-1765

小規模企業共済、倒産防止共済・・・・・・050-5541-7171

商工組合中央金庫・・・・・・・・・・・・・・0120-079-366

震災緊急復興事業推進部・・・・・・・・・・03-5470-1500

中小企業基盤整備機構・・・・・・・・・・・・050-5541-7171

中小企業基盤整備機構関東支部・・・・・・03-5470-1509

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター

福島・・・・・・・・・・・・・・024-529-5113

中小企業復興支援センター仙台・・・・・・022-399-6111

中小企業復興支援センター盛岡・・・・・・090-4097-6989

中小企業電話相談ナビダイヤル・・・・・・0570-064-350

日本政策金融公庫・・・・・・・・・・・・・・0120-154-505

リース事業協会相談窓口・・・・・・・・・・03-3592-2801

信用保証協会一覧

青森県

五所川原支所・・・・・・・・・・・・・・0173-35-4121

十和田支所・・・・・・・・・・・・・・0176-23-4331

八戸支所・・・・・・・・・・・・・・0178-24-6181

保証課・・・・・・・・・・・・・・017-723-1353

弘前支所・・・・・・・・・・・・・・0172-32-1331

本所・・・・・・・・・・・・・・017-723-1351

むつ支所・・・・・・・・・・・・・・0175-22-1204

茨城県

土浦支店・・・・・・・・・・・・・・029-224-7811

本店営業部・・・・・・・・・・・・・・029-826-7812

岩手県

一関支所・・・・・・・・・・・・・・0191-23-2533

奥州支所・・・・・・・・・・・・・・0197-25-3171

大船渡支所・・・・・・・・・・・・・・0192-27-1224

釜石支所・・・・・・・・・・・・・・0193-22-1321

二戸支所・・・・・・・・・・・・・・0195-23-4115

保証一課・・・・・・・・・・・・・・019-654-1501

保証二課・・・・・・・・・・・・・・019-654-1502

宮古支所・・・・・・・・・・・・・・0193-62-2700

福島県

会津若松支所・・・・・・・・・・・・・・0242-23-1282

いわき支所・・・・・・・・・・・・・・0246-23-3570

郡山支所・・・・・・・・・・・・・・024-932-2769

白河支所・・・・・・・・・・・・・・0248-24-0156

相双支所.....0244-23-5105
本所保証課.....024-526-1530

中小企業庁金融課..... 03-3501-2876

宮城県

石巻支店.....0225-22-4178
大崎支店.....0229-22-0722
経営支援部.....022-225-5230
気仙沼支店.....0226-22-1972
白石支店.....0224-25-2135
仙台東支店.....022-783-9021
本店営業部.....022-225-6421

いのちの電話ダイヤル

あおもりのちの電話.....0172-33-7830
茨城いのちの電話.....029-855-1000
仙台いのちの電話.....022-718-4343
福島いのちの電話.....024-536-4343
盛岡いのちの電話.....019-654-7575

商工会一覧

都道府県商工会連合会

青森県商工会連合会.....017-734-3394
茨城県商工会連合会.....029-224-2635
岩手県商工会連合会.....019-622-4165
福島県商工会連合会.....024-525-3411
宮城県商工会連合会.....022-225-8751

県庁所在地商工会議所

青森商工会議所.....017-734-1311
仙台商工会議所.....022-265-8181
福島商工会議所.....024-536-5511
水戸商工会議所.....029-224-3315
盛岡商工会議所.....019-624-5880

学校関連

小・中学校

青森県学校教育課.....017-734-9895
秋田県義務教育課.....018-860-5147
茨城県義務教育課.....029-301-5226
神奈川県子ども教育支援課.....045-210-8217
群馬県義務教育課.....027-226-4615
埼玉県小中学校人事課学事担当.....048-830-6939
千葉県指導課教育課程室.....043-223-4059
東京都義務教育課.....03-5320-6752
栃木県教職員課小中学校人事担当.....028-623-3385
新潟県義務教育課.....025-280-5604
北海道義務教育課.....011-204-5769
山形県義務教育課.....023-630-2871

農林水産関連

漁業資金貸付

農林水産マリンバンク部.....03-6378-7320

農業資金貸付又は農林中金

農林水産環境総括部.....03-5220-9566

警察署一覧

青森県

青森警察署.....017-723-0110
青森南警察署.....0172-62-4021
鱒ヶ沢警察署.....0173-72-2151
板柳警察署.....0172-73-3151
大間警察署.....0175-37-2211
黒石警察.....0172-52-2311
五所川原警察署.....0173-35-2141
五戸警察署.....0178-62-3241
三戸警察署.....0179-22-1135

中小企業向け融資関連

七戸警察署.....0176-62-3101
 外ヶ浜警察署.....0174-22-2211
 つがる警察署.....0173-42-3150
 十和田警察署.....0176-23-3195
 野辺地警察署.....0175-64-2121
 八戸警察署.....0178-43-4141
 弘前警察署.....0172-32-0111
 三沢警察署.....0176-53-3145
 むつ警察署.....0175-22-1321

茨城県

石岡警察署.....0299-28-0110
 稲敷警察署.....029-893-0110
 茨城県警察本部.....029-301-0110
 牛久警察署.....029-871-0110
 太田警察署.....0294-73-0110
 大宮警察署.....0295-52-0110
 鹿嶋警察署.....0299-82-0110
 笠間警察署.....0296-73-0110
 古河警察署.....0280-30-0110
 境警察署.....0280-86-0110
 桜川警察署.....0296-55-0110
 下妻警察署.....0296-43-0110
 常総警察署.....0297-22-0110
 大子警察署.....0295-72-0110
 高萩警察署.....0293-24-0110
 筑西警察署.....0296-24-0110
 つくば中央警察署.....029-851-0110
 つくば北警察署.....029-867-1191
 土浦警察署.....029-821-0110
 取手警察署.....0297-77-0110
 那珂警察署.....029-352-0110
 行方警察署.....0299-72-0110
 日立警察署.....0294-22-0110
 ひたちなか東警察署.....029-264-0110
 ひたちなか西警察署.....029-272-0110
 鉾田警察署.....0291-34-0110
 水戸警察署.....029-233-0110

結城警察署.....0296-33-0110
 竜ヶ崎警察署.....0297-62-0110

岩手県

一関警察署.....0191-21-0110
 岩泉警察署.....0194-31-0110
 岩手県警察本部.....019-653-0110
 岩手警察署.....0195-62-0110
 江刺警察署.....0197-31-0110
 大船渡警察署.....0192-26-0110
 釜石警察署.....0193-22-0110
 北上警察署.....0197-61-0110
 久慈警察署.....0194-53-0110
 紫波警察署.....019-671-0110
 千厩警察署.....0191-51-0110
 遠野警察署.....0198-62-0110
 二戸警察署.....0195-23-0110
 花巻警察署.....0198-23-0110
 水沢警察署.....0197-25-0110
 宮古警察署.....0193-64-0110
 盛岡西警察署.....019-645-0110
 盛岡東警察署.....019-606-0110

福島県

会津若松警察署.....0242-22-5454
 会津坂下警察署.....0242-83-3451
 石川警察署.....0247-26-2191
 猪苗代警察署.....0242-63-0110
 いわき中央警察署.....0246-26-2121
 いわき東警察署.....0246-54-1111
 いわき南警察署.....0246-63-2141
 喜多方警察署.....0241-22-5111
 郡山北警察署.....024-991-0110
 郡山警察署.....024-922-2800
 白河警察署.....0248-23-0110
 須賀川警察署.....0248-75-2121
 相馬警察署.....0244-36-3191
 伊達警察署.....024-575-2251

棚倉警察署	0247-33-3241
田村警察署	0247-62-2121
二本松警察署	0243-23-1212
福島県警察本部	024-522-2151
福島警察署	024-522-2121
福島北警察署	024-554-0110
双葉警察署	0240-22-2121
南会津警察署	0241-62-1140
南相馬警察署	0244-22-2191

宮城県

石巻警察署	0225-95-4141
泉警察署	022-375-7171
岩沼警察署	0223-22-4341
大河原警察署	0224-53-2211
角田警察署	0224-63-2211
河北警察署	0225-62-3411
加美警察署	0229-63-2311
気仙沼警察署	0226-22-7171
佐沼警察署	0220-22-2121
塩釜警察署	022-362-4141
白石警察署	0224-25-2138
仙台北警察署	022-233-7171
仙台中央警察署	022-222-7171
仙台東警察署	022-231-7171
仙台南警察署	022-246-7171
大和警察署	022-345-0101
築館警察署	0228-22-1101
遠田警察署	0229-33-2321
登米警察署	0220-52-2121
鳴子警察署	0229-82-2249
古川警察署	0229-22-2311
南三陸警察署	0226-46-3131
宮城県警察本部	022-221-7171
若柳警察署	0228-32-3111
亘理警察署	0223-34-2111

県・市区町村役場一覧

青森県

青森県庁	017-722-1111
青森市	017-734-1111
鯉ヶ沢町	0173-72-2111
板柳町	0172-73-2111
田舎館村	0172-58-2111
今別町	0174-35-2001
おいらせ町	0178-56-2111
大間町	0175-37-2111
大鰐町	0172-48-2111
風間浦村	0175-35-2111
黒石市	0172-52-2111
五所川原市	0173-35-2111
五戸町	0178-62-2111
佐井村	0175-38-2111
三戸町	0179-20-1111
七戸町	0176-68-2111
新郷村役場	0178-78-2111
外ヶ浜町	0174-31-1111
田子町	0179-32-3111
つがる市	0173-42-2111
鶴田町	0173-22-2111
東北町	0176-56-3111
十和田市	0176-23-5111
中泊町	0173-57-2111
南部町	0178-84-2111
西目屋村	0172-85-2111
野辺地町	0175-64-2111
階上町役場	0178-88-2111
八戸市	0178-43-2111
東通村	0175-27-2111
平川市	0172-44-1111
平内町	017-755-2111
弘前市	0172-35-1111
深浦町	0173-74-2111
藤崎町	0172-75-3111

三沢市.....0176-53-5111
むつ市.....0175-22-1111
横浜町.....0175-78-2111
蓬田村.....0174-27-2111
六ヶ所村.....0175-72-2111
六戸町.....0176-55-3111

茨城県

阿見町.....029-888-1111
石岡市.....0299-23-1111
潮来市.....0299-63-1111
稲敷市.....029-892-2000
茨城県庁.....029-301-1111
茨城町.....029-292-1111
牛久市.....029-873-2111
大洗町.....029-267-5111
小美玉市.....0299-48-1111
笠間市.....0296-77-1101
鹿嶋市.....0299-82-2911
かすみがうら市.....0299-59-2111
神栖市.....0299-90-1111
河内町.....0297-84-2111
北茨城市.....0293-43-1111
古河市.....0280-92-3111
五霞町.....0280-84-1111
境町.....0280-81-1300
桜川市.....0296-58-5111
下妻市.....0296-43-2111
城里町.....029-288-3111
常総市.....0297-23-2111
大子町.....0295-72-1111
高萩市.....0293-23-2111
筑西市.....0296-24-2111
つくば市.....029-836-1111
つくばみらい市.....0297-58-2111
土浦市.....029-826-1111
東海村.....029-282-1711
利根町.....0297-68-2211

取手市.....0297-74-2141
那珂市.....029-298-1111
行方市.....0299-72-0811
坂東市.....0297-35-2121
日立市.....0294-22-3111
常陸太田市.....0294-72-3111
常陸大宮市.....0295-52-1111
ひたちなか市.....029-273-0111
鉾田市.....0291-33-2111
水戸市.....029-224-1111
美浦村.....029-885-0340
守谷市.....0297-45-1111
八千代町.....0296-48-1111
結城市.....0296-32-1111
龍ヶ崎市.....0297-64-1111

岩手県

一関市.....0191-21-2111
一戸町場.....0195-33-2111
岩泉町.....0194-22-2111
岩手県庁.....019-651-3111
岩手町.....0195-62-2111
奥州市.....0197-24-2111
大槌町.....0193-42-2111
大船渡市.....0192-27-3111
金ヶ崎町.....0197-42-2111
釜石市.....0193-22-2111
軽米町.....0195-46-2111
北上市.....0197-64-2111
久慈市.....0194-52-2111
九戸村.....0195-42-2111
葛巻町.....0195-66-2111
雫石町.....019-692-2111
紫波町.....019-672-2111
住田町.....0192-46-2111
滝沢村.....019-684-2111
田野畑村.....0194-34-2111
遠野市.....0198-62-2111

西和賀町.....0197-82-2111
 二戸市.....0195-23-3111
 野田村.....0194-78-2111
 八幡平市.....0195-76-2111
 花巻市.....0198-24-2111
 平泉町.....0191-46-2111
 洋野町.....0194-65-2111
 藤沢町.....0191-63-2111
 普代村.....0194-35-2111
 宮古市.....0193-62-2111
 盛岡市.....019-651-4111
 矢巾町.....019-697-2111
 山田町.....0193-82-3111
 陸前高田市.....0192-54-2111

鮫川村.....0247-49-3111
 下郷町.....0241-69-1122
 昭和村.....0241-57-2111
 白河市.....0248-22-1111
 新地町.....0244-62-2111
 須賀川市.....0248-75-1111
 相馬市.....0244-37-2120
 伊達市.....024-575-1111
 只見町.....0241-82-5210
 棚倉町.....0247-33-2111
 玉川村.....0247-57-3101
 田村市.....0247-81-2111
 天栄村.....0248-82-2111
 富岡町.....024-946-8813
 中島村.....0248-52-2111
 浪江町.....0243-46-4731
 楡葉町.....0242-56-2155
 西会津町.....0241-45-2211
 西郷村.....0248-25-1111
 二本松市.....0243-23-1111
 塙町.....0247-43-2111
 磐梯町.....0242-74-1211
 檜枝岐村.....0241-75-2311
 平田村.....0247-55-3111
 広野町.....0246-43-1331
 福島市.....024-535-1111
 双葉町.....0480-73-6880
 古殿町.....0247-53-3111
 三島町.....0241-48-5511
 南会津町.....0241-62-6200
 南相馬市.....0244-22-2111
 三春町.....0247-62-2111
 本宮市.....0243-33-1111
 矢吹町.....0248-42-2111
 矢祭町.....0247-46-3131
 湯川村.....0241-27-8800
 柳津町.....0241-42-2112

福島県

会津坂下町.....0242-84-1503
 会津美里町.....0242-55-1122
 会津若松市.....0242-39-1111
 浅川町.....0247-36-4121
 飯館村.....0244-42-1611
 石川町.....0247-26-2111
 泉崎村.....0248-53-2111
 猪苗代町.....0242-62-2111
 いわき市.....0246-22-1111
 大熊町.....0242-26-3844
 大玉村.....0243-48-3131
 小野町.....0247-72-2111
 鏡石町.....0248-62-2111
 金山町.....0241-54-5111
 葛尾村.....0242-83-2651
 川内村.....024-946-8828
 川俣町.....024-566-2111
 喜多方市.....0241-24-5211
 北塩原村.....0241-23-3111
 国見町.....024-585-2111
 桑折町.....024-582-2111
 郡山市.....024-924-2491

宮城県

青葉区.....022-225-7211
泉区.....022-372-3111
石巻市.....0225-95-1111
岩沼市.....0223-22-1111
大河原町.....0224-53-2111
大崎市.....0229-23-2111
大郷町.....022-359-3111
大衡村.....022-345-5111
女川町(※仮設役場).....0225-54-3131
角田市.....0224-63-2111
川崎町.....0224-84-2111
加美町.....0229-63-3111
栗原市.....0228-22-1122
気仙沼市.....0226-22-6600
蔵王町.....0224-33-2211
塩釜市.....022-364-1111
色麻町.....0229-65-2111
七ヶ宿町.....0224-37-2111
柴田町.....0224-55-2111
白石市.....0224-25-2111
仙台市.....022-261-1111
太白区.....022-247-1111
大和町.....022-345-1111
多賀城市.....022-368-1141
富谷町.....022-358-3111
登米市.....0220-22-2111
名取市.....022-384-2111
東松島市.....0225-82-1111
松島町.....022-354-5701
丸森町.....0224-72-2111
美里町.....0229-33-2111
南三陸町(※仮設役場).....0226-46-2600
宮城野区.....022-291-2111
村田町.....0224-83-2111
利府町.....022-767-2111
若林区.....022-282-1111
涌谷町.....0229-43-2111

亘理町.....0223-34-1111
山元町.....0223-37-1111

索引

あしなが育英会	13	がれき撤去	36
あしなが育英会の特別一時金	27	還付金	18
圧縮記帳	19	還付請求	19
遺産分割	7	義援金	25
いじめ	13	基準点	36
遺族基礎年金	30	基礎支援金	24
遺族厚生年金	30	虐待	10, 13
遺族年金	2, 30	キャッシュカード	31
遺族補償一時金	30	求職者支援制度	40
遺族補償年金	30	給食費	14
遺体検案書	1	教科書	14
一時金	26	共済	28
一部損壊	4	共済金	29
一般労働派遣事業等	39	緊急時非難準備区域	4
移転資金	32	クレジット	16
医療費	21	クレジットカード	16
印鑑登録カード	3	計画的避難区域	4
印紙税	20	携帯電話料	21
運転免許証	3	健康保険証	2
延滞扱い	16	健康保険料	21, 22
親を失った子	14	現在事項証明書	3
介護拠点施設	9	原子力損害賠償紛争審査会	28
外国人留学生支援	42	源泉所得税	18
介護サービス	8	建築制限	34
介護保険証	8	限定承認	7
介護保険料	21	原発事故損害賠償	27
介護利用料	8	権利証	3
解約（利用休止）	21	公共料金	21
各種助成金支給申請の延長	38	後見人	9
学生等震災特別相談窓口	40	口座変更	30
学費	13	厚生年金	30
学用品	14	厚生年金保険料	22
加算支援金	25	高速道路通行料の無料化	37
仮設住宅	35	公租公課	17
仮設住宅から仮設住宅への転居	37	交通遺児育英会	14
学校災害特別弔慰金	26	高等学校	13
仮払補償金	28	合同就職説明会	40

小切手	17	自動車	5
国税	17	自動車検査証	6
国民健康保険料	21	自動車重量税	20
国民年金	30	自動車保管場所証明書	6
国民年金保険料	21	自動車保険	5
戸籍	1	死亡一時金	30
戸籍抄本	1	司法書士報酬	5, 34
戸籍に関する届出	1	死亡届	1
戸籍の再製	1	死亡認定制度	2
戸籍の訂正	2	死亡の推定	1
固定資産税軽減等の特例	19	社会福祉協議会	35
子ども手当に係る拠出金	22	社会保険料	22
雇用調整助成金	38	若年者雇用奨励金	38
災害援護資金融資	32	車庫証明	6
災害救助法による応急修理	35	写真	11
災害共済給付制度	26	就職活動の宿舎提供	41
災害障害見舞金	24	住所変更	30
災害弔慰金	24, 29	住宅金融支援機構	16
災害復旧貸付	39	住宅借入金等特別控除の特例	18
災害復旧資金	39	住宅診断	34
災害復興住宅融資制度	34	住宅を再建・購入	34
財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税	18	住民票	2
在宅サービス	9	授業料	12
最低生活費	43	塾	14
再入国許可	42	出荷制限・自粛要請	28
査証	42	出荷停止	33
雑損控除	18	障害者施設	9
差別	13	奨学金	14
JA共済	30	職業訓練制度	40
支援金	24	助成金の申請	38
事業資金	16	所得税	18
事業用資産	19	所有権移転登記	34
施設使用料	21	所有権保存登記	34
自然災害共済金	29	自立更生計画書	44
実印	3	シングルマザー	13
失業手当	39	申告等の期限	17
失踪宣告	7	震災遺児	15
失踪宣告制度	2	震災遺児支援金	14

震災特別相談窓口.....	40	中小企業.....	16
震災特例旅券.....	5	中小企業事業.....	39
親族里親制度.....	15, 26	中小企業の資金繰り.....	33
住家.....	4	弔慰金.....	24
生活再建資金.....	32	通学費.....	14
生活福祉資金制度.....	35	つなぎ資金.....	17
生活保護.....	43	DV.....	10
税金.....	1	抵当権設定登記.....	34
税金の減免.....	4	手形.....	17
精神的損害.....	27	電気・ガス料金.....	21
精神的な悩み.....	10	電気代.....	21
成年後見.....	9	転校.....	12
生命保険.....	29	電話料金.....	20
生命保険金.....	1	登記識別情報通知書.....	3
生命保険料.....	22	登記事項証明書.....	5
全壊.....	4	登記手数料.....	5
全国里親会.....	15, 26	登録免許税.....	20, 34
全国避難者情報システム.....	5	特別償却.....	19
専修学校.....	13	特別弔慰金.....	26
船舶融資.....	33	土地の境界.....	36
専門学校.....	13	内定取り消し.....	40
全労済.....	29	二重ローン.....	23
葬儀.....	7	日本財団.....	33
葬祭料.....	30	日本財団弔慰金・見舞金.....	26
相続.....	1, 2	日本放送協会.....	20
相続財産管理人.....	7	入学金.....	12
相続放棄.....	2, 7	ネット銀行.....	31
相続放棄の熟慮期間.....	7	年金.....	1
損害保険.....	29	年金給付.....	30
損害保険会社.....	4	年金証書.....	30
大学生協連の見舞金.....	27	年金手帳.....	30
大規模半壊.....	4	納税証明書.....	18
代替資産.....	19	農地と宅地の交換.....	36
代表印.....	3	農地の塩除去.....	38
建物更生共済.....	30	農林中央金庫.....	32
棚卸資産.....	19	廃車手続.....	5
地デジ移行.....	37	派遣労働者.....	40
チャイルドライン.....	13	パスポート.....	5

発達障害	10	保護者	14
半壊	4	母子寡婦世帯の住宅補修資金	35
被害者生活再建支援金	4	補償金	27
被災外国人の方のための無料電話相談	42	抹消登録の申請	5
被災学生	14	未成年後見人	15
被災者雇用開発奨励金	38	みなし仮設住宅	35
被災者生活再建支援金	24	未払い賃金	40
被災者生活再建支援制度	34, 35	見舞金	14
被災証明書	4	民間職業紹介の特例措置	41
避難指示	33	民事調停手数料の無料化	37
避難指示圏	4	滅失登記	34
避難者の情報	5	目や耳の不自由な方	10
避難所からの短期旅行	36	行方不明	7
被ばく	13	養育里親制度	15, 26
不安や悩み	12	要介護認定	9
風評被害	27, 33	預貯金	31
福祉用具	9	予定納税額	18
(不在者) 財産管理人	7	予備校	14
復興特別貸付制度	32	リース	17
復興特別融資・緊急保証	32	り災証明書	4
不動産登記簿	3	利子補給	32
船員保険料	22	労災	1
不渡り	17	労災遺族補償	30
文房具	14	労災給付	30
返済猶予	17	労災就学等援護金	30
保育料	21	労災就労保育援護費	30
放射線	13	労災年金	30
法人税	19	労災保険	30
放送受信料	20	老齢年金請求	30
保険	28	ローン	16
保険証書	29	和解の仲介	28
保険料	1		